

(仮 訳)

バーゼル銀行監督委員会

コア・プリンシプル・メソドロジー

2006 年 10 月

目 次

	頁
序 章	1
メソドロジーの利用	2
遵守状況の評価	3
評価に際する実務的な留意点	7
コア・プリンシプルにおけるバーゼル I 及び II の取扱い	10
コア・プリンシプルの遵守状況を評価するための基準	12
原則 1：目的、独立性、権限、透明性及び協力	12
原則 2：許容される業務	19
原則 3：免許付与の基準	19
原則 4：主要な所有権の移譲	22
原則 5：主要な買収	24
原則 6：自己資本の適切性	25
原則 7：リスク管理のプロセス	27
原則 8：信用リスク	31
原則 9：不良資産、引当金及び準備金	34
原則 10：大口エクスポージャー規制	36
原則 11：関連先に対するエクスポージャー	38
原則 12：カントリー・リスク及びトランスファー・リスク	40
原則 13：マーケット・リスク	42
原則 14：流動性リスク	44
原則 15：オペレーショナル・リスク	46
原則 16：銀行勘定の金利リスク	48
原則 17：内部統制及び監査	50
原則 18：金融サービスの濫用	54
原則 19：監督上のアプローチ	58
原則 20：監督上の手法	60
原則 21：監督当局への報告	62
原則 22：会計及び情報開示	65
原則 23：是正及び改善に関する監督当局の権限	67
原則 24：連結ベースの監督	70
原則 25：母国・現地当局間の関係	73
付：国際通貨基金及び世界銀行が作成する評価報告書の構成と手法	77

コア・プリンシプル・メソドロジー

序 章

1. バーゼル銀行監督委員会（委員会）がメンバー以外の監督当局と協力のう え策定した「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」は、銀行の健全性に関する規制及び監督の望ましいあり方に関する事実上の基準となっている。コア・プリンシプルは、各国が自国の制度の質を評価する作業を助け、改革のための計画に示唆を与えることを主たる目的として作成されている。大多数の国はコア・プリンシプルを承認し、これを実施する意向を表明している。
2. コア・プリンシプルの遵守状況进行评估することは、当該国において実効的な銀行監督制度を実施するための有益な手段であると考えられる。委員会は、様々な国において、客観性と比較可能性をもってコア・プリンシプルの遵守状況が評価されるよう¹、本メソドロジーを作成した。但し、遵守状況の評価に際して監督当局及び評価者が自ら下す判断の必要性を否定するものではない。そのような評価は、既存の監督・規制制度の問題点を把握し、政府当局や銀行監督当局が採るべき是正手段の基盤を形成するものとなるべきである。
3. 委員会のメンバーも個別に評価ミッションに協力するものの、評価は主として I M F 及び世界銀行により行われる。委員会の基準設定機能と I M

¹ 但し、評価の目的は監督制度をランク付けすることではない。

F 及び世界銀行の評価機能の間の役割分担を維持するため、委員会は自ら評価を行うことを差し控える旨決定した。しかし、委員会は金融安定研究所とともに、研修機会の提供など、他の方法で支援を行う用意がある。

4. 以下、本文書の構成は次のとおりである。序章の残りの部分には、メソドロジの利用方法、遵守状況の評価方法（格付システムの定義を含む）、評価を行う際の実務的な留意点、及びコア・プリンシプルにおけるバーゼル I 及びバーゼル II の取扱いに関する若干の一般的叙述が含まれている。続く章では、コア・プリンシプルの遵守状況の評価する際の基準が詳細に列挙されている。

メソドロジの利用

5. メソドロジは次の様な複数の状況で活用できる。即ち、(i) 銀行監督当局自身による自己評価²、(ii) IMF 及び世界銀行が、例えば金融セクター評価プログラムの一環として行っている監督制度の質の評価、(iii) コンサルティング会社等、民間の第三者により行われるレビュー、(iv) 地域の銀行監督当局グループ等において行われるピア・レビュー、である。本文書の執筆時点において、既に 100 ヶ国以上において遵守状況の評価が行われており、その他の国でも評価が行われつつある³。
6. 如何なる状況であれ、下記の要素は不可欠である。

² バーゼル委員会は、自己評価の実施に関するガイドライン「監督当局による自己評価の実施：実際の適用」（バーゼル、2001 年 4 月）を公表している（<http://www.bis.org/publ/bcbs81.htm>）。

³ IMF は、F S A P の一環として評価を行った経験から学んだ事柄について、定期的に報告を公表している。これらの報告には有益な情報が含まれており、コア・プリンシプルの改定に際してもこの情報が用いられた。

- ・ 十分な客観性を確保するため、コア・プリンシプルの遵守状況は、監督の分野に造詣の深い2人の評価者から成る適格な外部主体により行われ、両名の異なる視点からチェック・アンド・バランスが働くことが最適である。しかし、最近の事例により、自己評価は外部主体による評価に有益な情報をもたらすことが明らかになっている。
- ・ 銀行監督プロセスの公正な評価は、全ての関係当局の純粋な協力なくしては実施できない。
- ・ 25のコア・プリンシプルのそれぞれを評価するプロセスは、実務的かつ相応しい経験を持つ、資質のある評価者のみが行うことのできる、多数の要素の比較衡量を必要とする。
- ・ コア・プリンシプルの遵守状況を解釈するため、評価に際しては、法律及び会計の分野における専門性を必要とする。このような法律及び会計上の解釈は当該国の法令及び会計制度に沿ったものでなければならない。また、オン・サイトの評価の後で、追加的に法律及び会計の専門家の意見を求める必要があるかもしれない。
- ・ 基準が概念上のみでなく実際に達成されているか否かを判断するため、評価は包括的で十分に掘り下げたものでなくてはならない。法律及び規則は、範囲・深度ともに十分であり、効果的に執行され、遵守されていなければならない。これらが存在するというだけでは、諸基準が満たされていることの十分な証左とはならない。

遵守状況の評価

7. 評価の主たる目的は、銀行監督制度の弱点の性質や程度及び個々のコ

ア・プリンシプルの遵守状況を見極めることにある。コア・プリンシプルを実施するプロセスはその遵守状況进行评估することから始まるが、評価自体は目的達成のための手段であり、目的そのものではない。むしろ評価は、必要に応じ、監督当局（及び場合により政府）が銀行監督制度を改善するための計画に着手することを可能とする。

8. メソドロジーでは、コア・プリンシプルの遵守状況进行评估するため、各原則について一連の必須評価基準と補足評価基準を提示している。必須基準（essential criteria）は、コア・プリンシプルが完全に遵守されているか否かを測る尺度となる唯一の要素である。補足基準（additional criteria）は、先進的な銀行を有する国が目指すべきベスト・プラクティスとして推奨されている。補足基準はコア・プリンシプルの遵守状況进行评估するためには用いられないが、個別国は、規制及び監督を更に向上させる余地がある分野を把握するため、自主的に補足基準による評価を選択することも可能である。この場合、補足基準の遵守状況の評価は格付ではなくコメントによって行われる。

9. 外部主体がコア・プリンシプルの評価を行う場合は⁴、「遵守」(compliant)、「ほぼ遵守」(largely compliant)、「かなりの程度不遵守」(materially non-compliant)、「不遵守」(non-compliant)の4段階の格付が用いられる。パラグラフ 11 に述べる特定の状況においては、「該当せず」(not applicable)の格付を用いることができる。

10. 格付及びその適用に関する簡単な説明：

⁴ 自己評価の場合は、格付は実際上殆ど意味を持たない。

- ・ 遵 守：当該国が、該当する全ての必須基準を大きな欠陥を伴うことなく満たしている場合、当該国はその原則を「遵守」しているとされる。もちろん、当該国が、他の手段により当該原則を達成していることを証明できる場合もあり得る。逆に、各国の特別な事情ゆえに、必須基準だけでは当該原則の目的を十分に達成することができず、当該原則に述べられている銀行監督の要素が効果的であると判断されるために、追加的な措置が必要となる場合もあり得る。
- ・ ほぼ遵守：小さな欠陥のみが認められ、それらの欠陥は、一定期間内に当該原則の完全遵守を達成することに関する監督当局の能力と明確な意志に疑義を抱かせるものでない場合、当該国はその原則を「ほぼ遵守」としているとされる。「ほぼ遵守」の格付は、当該銀行監督制度が必須基準を全ては満たしていないものの、全体としての実効性は十分高く、大きなリスクが対策も採られず放置されているといったことがない場合に用いられる。
- ・ かなりの程度不遵守：公式の法令、規則及び手続が定められているにもかかわらず、重大な欠陥があり、明らかに監督が実効的に行われていないこと、実際の運用が弱いこと、あるいは、把握された欠陥に照らして原則の遵守に関する監督当局の能力に疑いがあることを示す証拠がある場合、当該国はその原則について「かなりの程度不遵守」とされる。「ほぼ遵守」と「かなりの程度不遵守」の間の“ギャップ”が大きく、両者間の選択が難しいことは認識されている。これは、評価者に明確な所見を求める意図をもって採用されてきた格付の仕組みである。
- ・ 不遵守：当該原則が実質的に実施されておらず、必須基準の幾つかが満

たされていないか、もしくは監督が明らかに実効性を欠いている場合、当該国はその原則について「不遵守」とされる。

1 1. また、当該国の構造的、法的、及び制度的特性に鑑みて、その原則が当てはまらないと評価者が判断した場合、その原則については「該当せず」とされる。揺籃期にある、又は規模が微小な銀行業務が監督対象外となっているケースにおいて、「不遵守」ではなく「該当せず」との評価が妥当であったとの反論が行われた例が幾つかある。評価時点において比較的小規模であった業務が後に重要性を増すことはあり得るため、監督当局はそうした展開を把握し、対応を準備しているべきであるが、これは評価者の判断に委ねられる事柄である。但し、規制や監督が直ちに必要であるとはみなされていないとしても、監督制度はそうした業務をモニターすることが可能であるべきである。「該当せず」が適切な評価となるのは、監督当局がその事象を把握しており、対応することが可能であるものの、現実的には当該業務が量的に増大してリスクをもたらす可能性はない、という場合である。

1 2. 格付は厳密な科学ではなく、コア・プリンシプルは様々な方法で満たすことができる。評価基準は、遵守状況に関するチェックリストとしてではなく、定性的な評価作業の手段として捉えられるべきである。また、全ての基準が同じウェイトを持っているわけではないため、満たされている基準の総数は、必ずしも当該原則の総合的な遵守状況の格付に結びつかない。各々の原則の格付にはコメントが添えられるべきであり、むしろ、格付そのものよりもこのコメントが重視されるべきである。評価作業の第一義的

な目的は、「格付」を付与することではなく、改善に向かう環境を作り、コア・プリンシプルの完全遵守を達成するために何を優先的に行うべきかを明確にした行動計画を作成するため、対応を要する分野に監督当局の注意を喚起することにある。

1 3. 評価には、コア・プリンシプル文書（パラグラフ 11～15）に述べられている実効的な銀行監督の前提条件（preconditions）に存する問題が、実効的な銀行監督をどのように阻害しているか、また、そうした問題を緩和するための監督措置がどの程度有効に採られているか、といった点に関する評価者の所見も含まれるべきである。この所見は、格付のような評価ではなく定性的な評価であるべきである。前提条件に関する提言は、コア・プリンシプルの評価に付随する行動計画の一部とはせず、例えば、金融セクターの監督環境を強化するためのその他の一般的な提言などに織り込むべきである。

1 4. コア・プリンシプルは、全ての銀行監督当局によって適用される最低基準である。監督当局は、一部のコア・プリンシプルを実施するに当り、個別銀行のリスク特性、規模及び複雑性を考慮に入れる必要がある。特に、リスク管理に関する銀行の方針やプロセスが適切であるか否かを判断することを監督当局に対して求める原則においては、そうしたことを考慮する必要がある。

評価に際する実務的な留意点

1 5. バーゼル委員会は、評価報告書の作成及び提出に関する詳細なガイドラ

インを設定する役割は特に負っていないが、評価者が評価を実行し、評価報告書を作成する際に考慮すべき点が幾つかあると考える。参考例として、IMF及び世界銀行が個別国のコア・プリンシプル実施状況进行评估する際に用いるために作成した書式を本文書の付属文書として添付する。付属文書では、評価者のためのガイダンスとして、実効的な銀行監督の前提条件についてどのように所見を作成するか、パラグラフ13に述べたとおり、こうした外的要因の問題がどのように監督を阻害する可能性があるか、また、実効的な銀行監督の前提条件に存する問題点を監督措置によってどのように補うことができるか、といったことが述べられている。

16. まず、評価を行う際、評価者は広範な情報や関係者に自由にアクセスできなければならない。必要な情報は、例えば、関連する法律や規則、政策などといった公開されている情報のみならず、自己評価や監督当局のための運用ガイドライン、あるいは、可能であれば個々の銀行に対する監督評価といった、より機密に関わる情報も含まれ得る。こうした情報は、それらの情報の機密保持を監督当局に求める法律に違反しない限り、提供されるべきである。過去に行われた評価の経験によれば、守秘義務の問題は、評価者と評価対象当局の間の臨時の取決めによって解決できる場合が多い。評価者は、一又は複数の銀行監督当局、他の国内監督当局、政府の関連省庁、銀行及び銀行協会、監査人、及び金融セクターにおける他の参加者を含む、広範な個人や団体と幅広く面会する必要がある。必要な情報が提供されない場合は、そのことが評価の正確性に与え得る影響も含め、特に注記すべきである。

17. 次に、コア・プリンシプルの各原則の遵守状況を評価するに当たり、原則

によっては、法律、健全性規則、監督ガイドライン、オン・サイトの検証及びオフ・サイトの分析、当局への報告及び一般への情報開示、そして法務執行の有無に関する証跡など、一連の要件を評価しなければならない。さらに、評価では、これらの要件が実行されていることを確認しなければならない。また、監督当局がコア・プリンシプルを実行するために必要な機能上の独立性、技術、資源及び意志を有しているか否かも評価する必要がある。

18. 第三に、評価では、欠点のみに焦点を当てるのではなく、具体的な達成事項も強調すべきである。この方法により、銀行監督の実効性がより明確に浮かび上がる。

19. 第四に、一部の地域では、監督されている銀行グループに属さないノンバンク金融機関が、銀行と同じような活動を行っている。これらの金融機関は、金融システム全体の中で重要な位置づけを占めながらも殆ど監督されていない場合がある。コア・プリンシプルは専ら銀行監督のみを取り扱っているため、これらノンバンク金融機関に対して公式な評価を行うために用いることはできない。しかし、評価報告書では、最低限、監督下にある銀行がノンバンクから影響を受けている業務分野や、ノンバンクの活動から生じ得る問題に言及すべきである。

20. 第五に、国境を超えた銀行業務の進展に伴い、コア・プリンシプルの遵守状況进行评估する作業は一段と複雑化している。母国当局と現地当局の間の協力や情報交換の改善は、平常時においても危機的状況においても最重要事項である。従って、評価者は、当該二国間の銀行業務上のつながりの

規模や複雑性を考慮の上、そうした協力や情報交換が必要に応じて実際に行われていることを確認しなければならない。

コア・プリンシプルにおけるバーゼル I 及びバーゼル II の取扱い

21. 少なくとも国際的に活動する銀行は、バーゼル合意に基づく規制上の枠組みの何れかと同等以上の自己資本比率規制に従うべきである。しかし、バーゼル I および（もしくは）バーゼル II における自己資本比率規制の枠組みに従うことを求めるコア・プリンシプルはない。委員会は、何れかのバーゼル合意の枠組みを実施することがコア・プリンシプル遵守の必須要件であるとは考えていない。何れかないし双方の枠組みに従うことを求められるのは、何れかないし双方の枠組みを自主的に実施したことを明らかにした国のみである。多くの国は成功裡にバーゼル I を実施し、自己資本ルールに関するリスク感応的な手法の基礎を築いた。改訂された自己資本比率規制の枠組みを公表するに当たって委員会が意図したことは、世界各国の監督当局が、それぞれの監督上の優先課題全般に照らして適切であると考えられる時期に同枠組みを採用することを検討するよう勧奨することであった。バーゼル II は世界中の銀行及び銀行システムに選択肢を提供する設計となっているものの、国内の監督制度を強化するために何が必要かという観点に立った時、バーゼル II の導入に着手することは、必ずしも全ての監督当局にとっての最優先課題ではないかもしれないことを委員会は認識している。こうした場合、各国の監督当局は、バーゼル II が国内銀行システムにもたらし得る利点を慎重に検討の上、実施時期及び方法を策定すべきである。

2 2. 本改定版においては、コア・プリンシプルと評価基準に幾つかの健全な監督実務を織り込むための修正が行われている。リスク管理やディスクロージャーの分野に関する実務をはじめ、これらの健全な実務の一部はバーゼル II 採用国のみならず全ての国にとって重要であるため、必須基準に取り込まれている。上述のとおり、補足基準には、先進的な銀行システムを有する国が目指すべき幾つかの「ベスト・プラクティス」が含まれている。

コア・プリンシプルの遵守状況を評価するための基準

23. 本章では、25のコア・プリンシプルの各々について、評価基準を2つの見出し、すなわち「必須基準」と「補足基準」に区別して列挙している。パラグラフ8に述べたとおり、必須基準とは、その原則が遵守されていることを証明するために必要な要素である。補足基準は、特に、より洗練された銀行組織の監督に関連が深いと考えられる基準であり、そうした銀行を有する国が達成を目指すべきものである。しかし、遵守状況の格付は必須基準のみに基づいて行われる。評価者は、補足基準の遵守状況についてコメントを行うものの、格付は行わない。

24. 個々の評価基準は、未だ完全には実施されていないものも含め、既に確立されている健全な監督実務をベースとしている。必要に応じ、基準の根拠となる文書名が示されている。

原則1： 目的、独立性、権限、透明性及び協力

実効的な銀行監督システムでは、銀行監督に関与している当局のそれぞれに明確な責任及び目的が与えられているであろう⁵。該当する各当局は、機能上の独立性、透明なプロセス、健全なガバナンス及び適切な資源を有すべきであり、職務の遂行に関する説明責任を有しているべきである。また、銀行の設立の認可及び継続的な監督、法律の遵守や健全性に関わる問題(safety and soundness concerns)に対処する権限、監督官への法的保護といった規定を含め、銀行監督

⁵ 本文書では、そうした当局を「監督当局」と呼ぶ。但し、明確化のため「銀行監督当局」という、より長い呼称が用いられている場合もある。

に関する適切な法的枠組みが必要である。監督当局間での情報の共有及びこれらの情報の機密保持のための取決めもなされているべきである。

注：原則 1 は 6 つの構成要素に分けられる。そのうち 3 つはコア・プリンシプルの他の部分で繰り返されていない。しかし、2 つ（3 番目と 4 番目）については、後続の一又は複数の原則において、より詳細に述べられている。これら 2 つについては、他所で基準が掘り下げられているため、本節では最も根本的で重要な基準のみを取り扱う。6 番目の構成要素は、原則 1 8、2 4 及び 2 5 で補強されている。

原則 1（1）責任と目的

実効的な銀行監督システムでは、銀行監督に関与している当局のそれぞれに明確な責任及び目的が与えられている。

必須基準

1. 銀行業、及び銀行監督に従事している（各々の）当局に関する法律が存在する。それぞれの当局の責任と目的が明確に定義され、公表されている。
2. 法律及びそれを補足する規則は、銀行が満たすべき健全性に関する最低基準の枠組みを提供している。
3. 銀行法及び規則が、変化する業界や規制の実態に対して効果的かつ関連性を有し続けるよう、必要に応じて改正されている。
4. 監督当局は、監督下にある業界の財務力と業績に関する情報が一般に開示されていることを確認する。

補足基準

1. 監督当局は、監督プログラムの策定や資源の配分に際し、個々の銀行及び銀行グループが及ぼすリスクと、それらのリスクを緩和するために用い得る様々な手法を考慮する。⁶

原則1（2）：独立性、説明責任及び透明性

該当する各当局は、機能上の独立性、透明なプロセス、健全なガバナンス及び適切な資源を有し、自らに与えられた任務の遂行について説明責任を有するべきである。

必須基準

1. 各監督当局の機能上の独立性、説明責任及びガバナンス構造が、法律に定められ、公表されている。各当局の機能上の独立性や、それぞれの任務を遂行するために必要な資源を獲得及び配備する能力が、政府ないし業界の干渉によって阻害されていることの証拠が実在しない。監督当局の長は、在任期間中は法律に明記された理由によってのみ解任され得る。解任の理由は公表されるべきである。
2. 監督当局は、目的を公表し、それらの目的に照らして、自らに与えられた

⁶ リスク・ベースの監督の概念は、1997年のコア・プリンシプル導入後、一部の監督当局により採用されてきた。リスク・ベースの監督の概念に関する国際的なコンセンサスは未だ存在しないため、コア・プリンシプルでは、そうした手法を定義したり、そうした手法の採用を監督当局に求めたりはしない。しかし、2006年のコア・プリンシプル改定に際しては、個々の銀行及び銀行グループが及ぼすリスクに照らして監督プログラムの策定や資源の配分を行う監督実務が広範化しつつあることが認識されている。

任務の遂行を透明な枠組みを通じて説明する責任を有する。⁷

3. 監督当局とその職員は、専門性及び高潔性に基づく信頼性を有する。
4. 監督当局は、自立性又は独立性を損なわず、かつ効果的な監督及び監視の実施が可能となるような方法によって財源が賄われている。これには以下のものが含まれる。
 - ・ 監督対象となる金融機関の規模や複雑性に応じ、人数及び技能の面で十分なスタッフを確保し得る予算
 - ・ 質の高い職員をひきつけ、確保することを可能とする給与水準
 - ・ 監督上の任務を遂行する際に必要な守秘義務を課した上で、所要の職業能力と独立性を有する外部専門家に業務を委託する能力
 - ・ 職員に定期的な研修の機会を提供する研修予算とプログラム
 - ・ 銀行業界をレビューし、個々の銀行及び銀行グループを評価するために必要な手段を職員に与えるうえで十分な、コンピューターやその他の設備のための予算
 - ・ 適切なオン・サイトの検証を可能にする旅費予算

補足基準

1. 監督当局の長は、最低限の任期を有する。

⁷ 原則1（1）の必須基準1参照。

原則 1（3）：法的枠組み

銀行設立の認可及び継続的な監督を含む、銀行監督に関する適切な法的枠組みが必要である。⁸

必須基準

1. 法律により、銀行免許の付与と取消に責任を持つ機関が特定されている。
2. 法律により、（法律改正を要しなくとも）健全性規制を設ける権限が、監督当局に与えられている。監督当局は、規制の変更を提案する場合、必要に応じ、適切な時期に市中協議を行う。
3. 法律又は規則により、必要な頻度と形式で銀行及び銀行グループから情報を取得する権限が、監督当局に与えられている。

原則 1（4）：法的権限

法律の遵守や健全性に関わる問題（safety and soundness concerns）に対処する権限を含む、銀行監督に関する適切な法的枠組みが必要である。⁹

必須基準

1. 法律及び規則により、監督当局に、監督下の銀行の法律の遵守及び安全性・健全性の確保のための権限が与えられている。法律及び規則により、監督当局は、監督対象である銀行の安全性・健全性の確保に当って、定性的な判断を用いることが認められている。

⁸ 原則 1 の本構成要素については、後出の諸原則において詳述されている。

⁹ 原則 1 の本構成要素については、「是正及び改善に関する監督当局の権限」を取り扱う原則（原則 2 3）において詳述されている。

2. 監督当局は、法律及び規則に加え、銀行内部で定めた規則及び限度が遵守されているか否かをレビューするために、取締役会、経営陣、スタッフ及び記録に自由にアクセスできる。
3. 監督当局は、銀行が法律ないし規則を遵守していない場合、又は、健全でないもしくは不健全な業務に従事しているか、その可能性が高いと判断した場合、以下のことを行う権限を有する。
 - ・ 迅速な改善措置を実施する（及び（ないし）銀行にその実施を命ずる）。
 - ・ 様々な制裁を課す（銀行免許の取消を含む）。

原則 1（5）法的保護

監督官への法的保護を含む、銀行監督に関する適切な法的枠組みが必要である。

必須基準

1. 法律により、監督当局及びその職員に対し、職務を忠実に執行する過程において採った行動及び（ないし）不作為についての訴訟に関する法的保護が提供されている。
2. 監督当局及びその職員は、職務を忠実に執行する過程において採った行動及び（ないし）不作為を弁護する費用について、適切な保護が与えられている。

原則 1（6）：協 力

監督当局間での情報の共有及びこれらの情報の機密保持のための取決めがなさ

れているべきである。¹⁰

必須基準

1. 金融システムの健全性に対して責任を有する全ての国内当局の間で、協力及び情報共有を行うための公式ないし非公式の取決めが存在し、それらの取決めが必要に応じて実際に機能していることが証明される。
2. 母国ないし現地国の監督当局が重大な関心を抱く銀行及び銀行グループの監督に当る外国の金融セクター監督当局との間で、適当な場合には、協力及び情報共有を行うための公式ないし非公式の取決めが存在し、それらの取決めが必要に応じて実際に機能していることが証明される。
3. 監督当局は、機密情報を国内ないし国外の他の金融セクター監督当局に提供することができる。監督当局は、他の監督当局に提供したあらゆる機密情報が、受領者側により監督目的のみに用いられ、機密情報として取り扱われることを確実にするため、合理的な方策を講じることを要求される。他の監督当局から機密情報の提供を受けた監督当局も、当該機密情報が監督目的のみに用いられ、機密情報として取り扱われることを確実にするため、合理的な方策を講じることを要求される。
4. 監督当局は、保有する機密情報に対する（裁判所又は立法機関からの命令以外の）如何なる要求も拒否することができる。

¹⁰ 原則1の本構成要素については、「金融サービスの濫用」を取り扱う原則（原則18）、「連結ベースの監督」を取り扱う原則（原則24）及び「母国・現地当局間の関係」を取り扱う原則（原則25）において詳述されている。

原則 2 : 許容される業務

免許を付与され、銀行としての監督を受ける組織が行うことのできる業務は、明示的に定義されなければならない。また、「銀行」という名称の使用は、可能な限り管理されるべきである。

必須基準

1. 「銀行」という用語が、法律又は規則によって明確に定義されている。
2. 銀行として免許を付与され、監督に服する機関が行うことのできる業務は、監督当局によって、もしくは法律又は規則の中で、明確に定義されている。
3. 「銀行」という単語及び「銀行業」などのあらゆる派生語を名称に使用することは、世間一般が誤解する恐れのある全ての状況において、免許を有し、監督に服している機関に限定される。
4. 一般からの預金の受入は、一般に¹¹、銀行として免許を付与され、監督に服している機関のみに認められる。
5. 監督当局ないし免許付与当局は、免許を受けている銀行及び自国内で業務を営んでいる外国銀行支店のリストを公表し、常に最新の状態に保つ。

原則 3 : 免許付与の基準

免許付与当局 (licensing authority) は、免許付与の基準を設定し、一定の基

¹¹ 「一般に」という言葉は、一部の国において、銀行とは異なる規制を受けているものの、預金を受け入れ、貸出サービスを提供しているノンバンク金融機関が存在することを容認している。これは、これらの金融機関が、業態全体として、金融システムの預金に占める比率がさほど大きくないことを前提としている。これらの機関は、行っている取引のタイプや規模に応じた形態の規制を受けるべきである。

準に満たない企業の申請を却下する権限を有していなければならない。免許付与のプロセスでは、最低限、銀行及びより広範なグループの所有構造、取締役及び上級管理職の適格性（fitness and propriety）を含むガバナンス、戦略面及び業務面の計画、内部統制及びリスク管理、自己資本の基盤を含めた財務状況の見積りに対する評価を行わなければならない。提案されている所有者あるいは親会社が外国銀行である場合は、母国監督当局の事前の同意が得られているべきである。

必須基準

1. 免許付与当局は、銀行監督当局である場合と、他の権限当局である場合があり得る。免許付与当局と監督当局が同一でない場合、監督当局は、個々の申請について自らの見解を持つ権限を有する。また、免許当局は、免許を受けた機関の監督に際して重要性を持ち得る情報を監督当局に提供する。
2. 免許付与当局は、銀行免許付与の基準を設定する権限を有する。それらの基準は、法律又は規則が定める基準に則り得る。
3. 免許付与の基準は、継続的な監督において用いられる基準と整合的である。
4. 免許付与当局は、基準が満たされていない場合や、提供された情報が不十分である場合に、免許の申請を却下する権限を有する。
5. 免許付与当局は、銀行及び当該銀行の属するより広いグループが提案する法律上、経営上、業務運営上及び所有関係上の構造が、単体ベース及び連結ベースの効果的な監督を妨げないことを確認する。¹²

¹² 従って、シェルバンクには免許を付与しない（参考文書：シェルバンクに関するバーゼル銀行監督委員会のペーパー、2003年）。

6. 免許付与当局は、最終的な受益者（ultimate beneficial owners）を含む主要株主及び重大な影響を及ぼし得るその他の主体を識別し、その適格性を確認する。また、免許付与当局は、所有構造の透明性及び当初資本の調達源を評価する。
7. 全ての銀行について当初資本の最低限度額が定められている。
8. 免許付与当局は、申請の承認に際し、提案されている取締役及び上級管理職の経験と高潔性（適格性審査：fit and proper test）、及び利益相反の可能性を評価する。適格性審査の基準には、以下の項目が含まれる。(i) 当該銀行が計画する業務内容に照らして、関連する金融業務に関する十分な技能と経験、(ii) 銀行内で重要な地位を占めるうえで不適格となるような、犯罪歴あるいは規制当局による否定的判断の記録がないこと。¹³
9. 免許付与当局は、銀行の提案する戦略上、経営上の計画をレビューする。これには、犯罪行為の察知と防止を含む、コーポレート・ガバナンス、リスク管理及び内部統制の適切なシステムと、外部委託を予定している機能の監視が導入されていることの確認を含む。業務運営の構造には、銀行が提案する活動の範囲及び洗練度が反映されていることが求められる。¹⁴
10. 免許付与当局は、設立が予定されている銀行の仮の（pro forma）財務諸表と将来見通しをレビューする。これには、申請された経営計画を支えるに十分な財務力と、銀行の主たる株主の財務情報の評価が含まれる。
11. 外国銀行が支店ないし子会社を設立する場合、現地監督当局は、免許を付与する前に、母国監督当局が異議を唱えていないこと（あるいは「異議

¹³ 原則 17 の必須基準 4 参照。

¹⁴ 原則 18 参照。

なし」という見解が伝えられていること)を確認する。現地監督当局は、自国内の外国銀行拠点に対する免許付与のプロセス及び継続的な監督の双方の目的のため、母国監督当局が世界的な連結ベースの監督を行っているか否かを評価する。

- 1 2. 免許が虚偽の情報に基づいて付与されたと免許付与当局あるいは監督当局が判断した場合には、当該免許を取り消すことができる。
- 1 3. 取締役会は全体として、銀行が遂行しようとしている各種の業務とそれに伴うリスクについて、適切な知識を持っていなければならない。

補足基準

1. 申請の評価に際しては、必要時に株主が追加的な資金支援を行う能力も評価される。
2. 免許付与当局ないし監督当局は、新規に参入した銀行の業務上、戦略上の目標の達成状況をモニターし、免許付与の際に示された監督上の要件が満たされていることを確認するための方針とプロセスを有する。

原則 4：主要な所有権の移譲

監督当局は、現存の銀行に対して直接的又は間接的に行使される主要な所有権や支配力を他の主体に移譲させる提案を審査し、却下する権限を持っていなければならない。

(参考文書：「銀行の平行所有構造」(2003 年 1 月)、「シェルバンクとブッキング・オフィス」(2003 年 1 月))

必須基準

1. 法律又は規則には、「重要な」所有権及び「支配力」の明確な定義が含まれている。
2. 受益所有者を含む所有構造の変化、一定限度を超える議決権の行使、あるいは支配力の変化をもたらすような変更の提案について、監督当局の承認を得るか、もしくは即座に通知することが求められている。
3. 監督当局は、新規の銀行を認可する際に用いられる基準と同等の基準が満たされない場合には、受益所有者を含む重要な所有構造や支配力の変更をもたらす提案を却下するか、あるいは当該出資に係る議決権の行使を阻止する権限を有する。
4. 監督当局は、定期的な報告あるいはオン・サイトの検証を通じ、銀行から、全ての重要な株主ないし支配的影響力を行行使する主体の名前及びその持分に関する情報を入手する。これには、名義人、カストディアン及び所有者を隠蔽するために用いられ得る手段 (vehicle) を通じて保有されている株式の受益者の身元が含まれる。
5. 監督当局は、監督当局への通知ないし監督当局の承認といった所要の手順を経ずに行われた支配力の変更に対し、修正、無効化ないしその他の方法で対処するため、適切な措置を採る権限を有する。

補足基準

1. 法律又は規則、もしくは監督当局の要請により、銀行は、主要株主の適格性に負の影響を与える可能性のある重要情報を入手した場合、直ちに監督当局に通知しなければならない。

原則 5： 主要な買収

監督当局は、国境を越えた業務拠点の設置を含め、銀行による主要な買収や投資を所定の基準に沿って点検し、会社の系列関係や組織構造が銀行を不当なリスクに晒したり、実効的な監督を妨げたりすることがないことを確認する権限を有していなければならない。

必須基準

1. 法律又は規則により、如何なる種類及び（絶対額及び（あるいは）銀行の自己資本との比較における）金額の買収や投資を行う際に監督当局の事前承認を必要とするかが、明確に定められている。
2. 法律又は規則により、個々の提案を判断する基準が定められている。
3. 監督当局が用いる客観的な基準のひとつとして、免許付与時の要件と同様に、新たな買収や投資が銀行を不当なリスクに晒したり、実効的な監督を妨げたりしないことが求められている。監督当局は、適切な連結ベースの監督を行うために必要な情報を入手することを妨げるような守秘関連の法律や規則が存在する国において、銀行が大規模な買収や投資（国外に支店や子会社を設立することを含む）を行うことを禁止することができる。
4. 監督当局は、銀行が買収や投資を行うに相応しい財務上及び組織上の資源を当初より有していることを確認する。
5. 法律又は規則において、買収や投資を事後通知することで足りる場合が明確に定義されている。そのような場合とは、主として、買収や投資の対象が銀行業に密接に関連した業務であり、かつ、投資額が銀行の自己資本に

比して小さい場合を指すべきである。

6. 監督当局は、銀行業以外の業務が銀行グループに及ぼし得るリスクを認識し、それらのリスクを緩和するための措置を採る手段を有している。

補足基準

1. 銀行が他国の金融機関の重要な持分の取得を希望している場合、監督当局は当該国における監督の質、及び自らが連結ベースで監督を行う能力を考慮すべきである。

原則6：自己資本の適切性

監督当局は、銀行の最低自己資本に関する慎重かつ適切な規制を設定しなければならない。こうした規制は、銀行が引き受けるリスクを反映し、自己資本の内容を、損失吸収力を勘案して定義したものでなければならない。少なくとも国際的に活動する銀行に関しては、こうした規制は、バーゼル銀行監督委員会が示す規制上の枠組みの何れかと同等以上でなければならない。¹⁵

(参考文書:「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月)、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組み」(2004年6月))

必須基準

1. 法律又は規則により、全ての銀行に対し、自己資本比率を算出し、最低自

¹⁵ バーゼル自己資本合意は、国際的に活動する銀行のみに適用することを前提として策定された。国際的に活動する銀行は、銀行業務や金融業務を行う子会社を含め、連結ベースで自己資本比率を計算し、適用しなければならない。自己資本の適切性に関する新しい枠組みを採用する地域では、国際的に活動する全ての銀行とその持株会社に対し、完全な連結ベースで自己資本比率が適用される。また、監督当局は、銀行が単体ベースでも十分な自己資本を保有していることを検証しなければならない。

己資本比率を常に維持することが求められている。法律、規則又は監督当局は、資本の損失吸収能力が重視されることを確保しつつ、自己資本の構成要素を定義する。

2. 少なくとも国際的に活動する銀行に関しては、自己資本の定義、算出の方法及び所要自己資本比率が、適用されるバーゼル銀行監督委員会の枠組みにおいて設定されているものを下回らない。
3. 監督当局は、全ての重要なリスク・エクスポージャーに対し、特定の所要自己資本及び（又は）制限を課す権限を有する。
4. 所要自己資本比率は、各銀行のリスク特性を反映している。オン・バランス及びオフ・バランスのリスクが共に含まれている。
5. 自己資本比率規制においては、如何なる状況の下で銀行システムが機能しているかが考慮されている。結果として、特定地域の法律や規則によって、適用されるバーゼル銀行監督委員会の枠組みにおいて設定されているものを上回る自己資本の基準が設定される場合がある。
6. 監督当局は、法律又は規則により、銀行が最低自己資本比率を下回った時に措置を講じる権限を明確に与えられている。
7. 銀行が規制上の自己資本を計算する際にリスクの内部評価を用いることが、監督当局によって認められている場合、そうした評価は厳格な適格性基準を遵守のうえ、監督当局の承認を得なければならない。銀行がそれらの適格性基準を継続的に満たさなくなった場合、監督当局は内部評価の利用に係る承認を撤回することができる。

補足基準

1. 国際的な活動を行っていない銀行については、自己資本の定義、計算方法及び所要自己資本が、国際的に活動する銀行に適用されるバーゼル銀行監督委員会の枠組みにおける原則と概ね整合的である。
2. 国際的な活動を行っていない銀行とその持株会社の自己資本比率は、適用されるバーゼル銀行監督委員会の枠組みと総じて整合的な方法により、本原則の脚注に記されているような形で計算され、適用される。
3. 監督当局は、銀行に対し、将来を見通した手法で自己資本の管理を行い、発生し得る事象や市場動向の変化によって悪影響を受ける可能性に備えて、自己資本の水準を設定することを求める権限を有する。
4. 監督当局は、銀行グループ内の様々な企業体の間で、リスクの所在に応じて自己資本が適切に配分されることを求める。
5. 監督当局は、個々の銀行ないし銀行グループが適切な水準の自己資本の下で業務を行うことを確保するため、個々の銀行ないし銀行グループに対し、最低限度を上回る自己資本の維持を求める場合がある。

原則7： リスク管理のプロセス

監督当局は、銀行及び銀行グループが、全ての重要なリスクを識別、評価、監視のうえ、管理又は軽減し¹⁶、また、自らのリスク特性に照らして自己資本の全

¹⁶ 正確にどのようなリスク管理が求められるかは、リスクの種類（コアとなる諸原則の7～16）によってある程度異なり得る。こうした違いは、それぞれの原則の典拠となる参考文献に反映されている。

一般的な適切性を評価するための包括的なリスク管理プロセス（取締役会¹⁷及び上級管理職による監視を含む）を有していることを確認しなければならない。これらのプロセスは、各金融機関の規模や複雑性に応じたものであるべきである。¹⁸

（参考文書：「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」（2006 年 2 月））

必須基準

1. 個々の銀行及び銀行グループは、重要なリスクを識別、評価、監視のうえ、管理又は軽減するための包括的なリスク管理方針及びプロセスを備えていることを求められる。監督当局は、こうしたプロセスが当該銀行及び銀行グループの業務の規模及び性質に鑑みて適切であり、かつ、当該銀行ないし銀行グループのリスク特性の変化及び外部の市場動向に照らして定期的に見直されていることを確認する。監督当局は、かかるリスク管理プロセスが不十分であると判断した場合、銀行ないし銀行グループに対し、同プロセスの強化を求める権限を有する。
2. 監督当局は、銀行及び銀行グループが、取締役会の承認を受けた適切なり

¹⁷ バーゼル・コア・プリンシプルでは、取締役会と上級管理職から成る経営構造について論じる。委員会は、取締役会や上級管理職の機能に関しては国毎に法律や規制の枠組みが大きく異なることを認識している。一部の国では、取締役会は執行主体（上級管理職、一般管理職）に対する唯一の、あるいは主たる監督機能を有し、後者が職務を全うすることを確実ならしめている。この理由により、取締役会は時として監督理事会（Supervisory Board）と位置付けられている。こうした場合、取締役会は業務執行機能を有さない。これに対し、銀行経営の全般的枠組みの設定など、より広範な権限が取締役に与えられている国もある。こうした相違を踏まえて、本文書では、取締役会や上級管理職の概念を法的構造としてではなく、銀行内部における 2 つの意思決定機能を意味するものとして用いる。

¹⁸ 監督当局は、本原則及び他の複数の原則において、銀行のリスク管理方針及びプロセスが遵守されていることを確認するよう求められている。しかし、遵守の確保に関する責任が飽くまでも銀行の取締役会及び上級管理職に存することは認識されているべきである。

リスク管理戦略を有することを確認する。また、監督当局は、リスク・テイキングに関する方針とプロセスが策定されていること、適切な限度が設定されていること、及び、承認された戦略に従って、上級管理職が全ての重要なリスクを監視及び管理するために適切な措置を採っていること、を取締役会が確保していることを確認する。

3. 監督当局は、リスク管理の戦略、方針、プロセス及び限度が適切に文書化され、見直され、更新され、銀行及び銀行グループの内部に周知され、実際に遵守されていることを確認する。監督当局は、設定されている方針、プロセス及び限度に関する例外的取扱いが経営陣の適切なレベル、及び必要であれば取締役会に迅速に伝えられ、その承認を受けていることを確認する。
4. 監督当局は、銀行がどのような性質と水準のリスクを引き受けているか、また、そのリスクが適正自己資本水準とどのような関係にあるかを上級管理職及び取締役会が理解していることを確認する。また監督当局は、リスク管理の方針とプロセスが当該銀行のリスク特性と業務計画に照らして適切であること、及び、それらの方針とプロセスが効果的に実施されることを上級管理職が確保していることを確認する。この点に関する要件には、上級管理職が受領するリスク管理情報を定期的にレビューし、その意味するところ（及び限界）を理解していることが含まれる。取締役会に対しても、取締役会による監視に適した様式で提出されるリスク管理情報について、同様のことが求められる。
5. 監督当局は、銀行が自らのリスク特性に照らして自己資本の総合的な適切性を評価するための内部プロセスを有し、内部的な自己資本充実度の評価

や戦略をレビュー及び審査していることを確認する。本評価のために用いられている具体的な手法の性質は、銀行の規模、複雑性及び業務戦略に依存する。複雑性の低い銀行は、自己資本計画について、より定性的な手法を用い得る。

6. 銀行及び銀行グループがモデルを用いてリスク要素を計測している場合、監督当局は、銀行がモデルとシステムに対して定期的に独立した検証とテストを行っていることを確認する。
7. 監督当局は、銀行及び銀行グループが、エクスポージャーの規模、構成及び質を計測、評価及び報告するための適切な情報システムを有することを確認する。監督当局は、これらの報告が適時に取締役会ないし上級管理職に提出されていること、また、銀行のリスク特性及び自己資本ニーズを反映していることを確保する。
8. 監督当局は、新商品や、リスク管理に関わる重要なイニシアティブが取締役会又は取締役会の特定の委員会によって承認されることを確保するための方針やプロセスを、銀行が有していることを確認する。
9. 監督当局は、銀行及び銀行グループが、リスクを評価、監視及び管理又は軽減する機能を有しており、それらの機能がリスク・テイキングを行う機能とは明確に分離され、上級管理職及び取締役会に対し、リスク・エクスポージャーに関する報告を直接行っていることを確認する。
10. 監督当局は、特に、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、銀行勘定の金利リスク及びオペレーショナル・リスクに関する基準を公表している。

補足基準

1. 監督当局は、より規模が大きく複雑な銀行に対し、重要なリスク分野について、リスクの評価、監視及び管理又は軽減を専担で行う（単一ないし複数の）機能を有することを求める。監督当局は、この（単一ないし複数の）機能が内部監査機能による定期的なレビューを受けていることを確認する。
2. 監督当局は、銀行に負の影響を及ぼし得る事象や市場動向の変化を把握するため、将来を見通した厳格なストレス・テストを行うことを銀行に求める。
3. 監督当局は、銀行及び銀行グループに対し、評判リスクや戦略リスクなど、以下の原則では直接取り上げられていない他の重要なリスクを評価するための適切な方針とプロセスを有することを求める。

原則 8：信用リスク

監督当局は、銀行が、信用リスク（カウンターパーティ・リスクを含む）を識別、測定、監視、管理するための健全な方針及びプロセスを含め、自らのリスク特性を考慮に入れた信用リスク管理プロセスを有していることを確認しなければならない。このことは、貸出や投資の実行、貸出・投資の質の評価及びポートフォリオの継続的管理を含むものでなければならない。¹⁹

（参考文書：「信用リスクの管理のための諸原則」（2000 年 9 月）、「貸出金の健全な信用リスク評価」（2006 年 6 月））

¹⁹ 原則 8 は資産の評価をより詳しく取り上げている。原則 9 は不良資産の管理を取り上げている。

必須基準

1. 監督当局は、銀行の取締役会が、信用リスク管理戦略及び信用リスク（カウンターパーティー・リスクを含む）の引受け²⁰、識別、測定、管理及び報告に関する重要な方針を承認し、定期的にレビューしていることを求め、定期的に確認する。また、監督当局は、取締役会が承認した信用リスク戦略を上級管理職が実施し、前述の方針やプロセスを策定していることを求め、定期的に確認する。
2. 監督当局は、そのような方針やプロセスによって、信用リスクを適切かつ十分に統制する環境が整えられていることを求め、定期的に確認する。それには以下が含まれる。
 - ・ 信用リスクの引受けに関する適切に文書化された戦略及び健全な方針とプロセス
 - ・ 新たなエクスポージャーの引受け及び既存のエクスポージャーの更新とリファイナンスを承認する際の、明確に定義された基準及び方針とプロセス。エクスポージャーの規模と複雑性に応じて適切な承認権限を定めることを含む。
 - ・ 与信管理に関する実効的な方針とプロセス。約定に従って返済を行うことに関する借手の能力と意志の継続的な分析のほか、記録、法的な特約事項、契約上の義務及び担保の監視、及び、当該銀行の業務の性質・規模・複雑性に応じた分類制度、ないし、少なくとも監督当局が定める資産格付制度と統合的な分類制度を含む。

²⁰ 「引受け」には、様々な金融商品に伴う信用リスクやカウンターパーティー・リスクを含め、信用リスクをもたらす全てのタイプのリスクを引き受けることが含まれる。

- ・ 継続的にエクスポージャーを報告するための包括的な方針とプロセス
 - ・ 不良資産を識別するための包括的な方針とプロセス
 - ・ 健全な貸出の管理と限度枠。限度枠との対比においてエクスポージャーを監視すること、及び限度枠の承認や限度枠に対する例外的取扱いに関する方針とプロセスを含む。
3. 監督当局は、銀行が利益相反を排除し、独立企業間（arm's length）の原則に則って与信を決定することを求め、定期的に確認する。
 4. 監督当局は、信用供与及び投資のポートフォリオに関する情報、及び、信用リスクの引受け・管理・統制及び報告に関与する職員に自由にアクセスすることができる。

補足基準

1. 監督当局は、信用供与に関する方針において、一定額ないし当該銀行の自己資本の一定比率を上回る大口の信用リスク・エクスポージャーが、当該銀行の上級管理職によって決定されるものと定められていることを求める。同様のことは、特別にリスクの高い、あるいはその他の理由により当該銀行の主要な業務運営から外れる信用リスク・エクスポージャーあるいは投資についても当てはまる。
2. 監督当局は、銀行が、カウンターパーティー信用リスク・エクスポージャーを識別、測定、監視及び管理するための方針とプロセスを有することを確認する。これには、将来の潜在的なエクスポージャーを算出し、個々の商品や取引に付随する重大なリスクを十分カバーすることが含まれる。これらのプロセスは、個々の銀行の規模や複雑性に合致したものであるべき

である。

3. 監督当局は、銀行が、信用供与先の負債総額を監視するための方針とプロセスを有していることを確認する。

原則 9： 不良資産、引当金及び準備金

監督当局は、不良資産の管理及び貸倒引当金・貸倒準備金の妥当性を評価するための適切な方針及びプロセスを銀行が設定し、それが守られていることを確認しなければならない。²¹

(参考文書：「信用リスク管理の諸原則」(2000 年 9 月)、「貸出金の健全な信用リスク評価」(2006 年 6 月))

必須基準

1. 法律、規則又は監督当局は、銀行に対し、不良資産の識別と管理に関する具体的な方針とプロセスを策定することを求める。また、法律、規則又は監督当局は、銀行に対し、不良資産（個別資産レベル、ないし均質な与信についてはポートフォリオ・レベル）、資産の分類、引当、及び償却の状況を定期的にレビューすることを求める。
2. 監督当局は、分類及び引当に関する銀行の方針とプロセスの適切性、及びそれらの方針とプロセスの実施を確認する。この所見の根拠となるレビューは外部の専門家が行うこともできる。²²

²¹ 原則 8 は資産の評価をより詳しく取り上げている。原則 9 は不良資産の管理を取り上げている。

²² 外部の専門家には、適切な守秘義務の下で適切な任務を受託する、外部監査人ないしその他の適格な外部者が含まれる。監督当局は、こうした外部レビューを用いることができるものの、分類・引当に関する銀行の方針やプロセスの適切性を判断しなければならない

3. 資産分類と引当のシステムは、オフバランス・シート・エクスポージャーも考慮に入れている。²³
4. 監督当局は、銀行が、現実的な返済及び回収見通しを引当金や償却に反映させることを確実にするための適切な方針とプロセスを有していることを確認する。
5. 監督当局は、銀行が、劣化しつつある資産の早期識別、不良資産の継続的な監視、及び延滞債権の回収のための適切な方針とプロセス及び組織上の資源を有していることを確認する。
6. 監督当局は、信用供与や資産の分類及び引当に関し、適度に詳細な定期報告を受けるか、もしくはそうした情報へのアクセスを有する。
7. 不良資産が懸念すべき水準にあると判断した場合、監督当局は銀行に対し、引当金・準備金の水準及び（ないし）全般的な財務体力を強化することを求める権限を有する。
8. 監督当局は、与信や資産の分類及び引当が健全性の観点から適切であるか否かを評価する。監督当局は、引当が不十分であると判断した場合、追加的な引当を求めるか、あるいはその他の是正措置を課す権限を有する。
9. 監督当局は、銀行に対し、保証や担保などのリスク削減手段の価値を継続的に評価するための適切なメカニズムを有することを求める。担保の評価には、正味の実現可能額が反映されていることが要求される。

のは監督当局自身である。

²³ オフバランス・シート・エクスポージャーには2種類あることが認識されている。すなわち、銀行が一方的に取り消すことのできる取引（約定に明記されており、従って必ずしも引当を行う必要はない）と、一方的には取り消すことができない取引である。

10. 法律、規則又は監督当局は、資産の減損を認識する基準を設定する。例えば、返済額全額（元本・利息とも）が貸出約定通りに回収できないと信じるに足る理由が存在するとき、貸出は減損していると認識される。
11. 監督当局は、取締役会が、与信の分類、引当水準及び主要な不良資産を含め、銀行の資産ポートフォリオの状態に関する適切な情報を適時に受け取っていることを確認する。
12. 監督当局は、大口エクスポージャーの評価、分類、引当が個別に行われることを求める。

補足基準

1. 貸出は、支払が一定の期間（例えば30日、60日、90日）を超えて延滞している場合に分類を求められる。追貸しをしなければ延滞となる貸出への追貸しは、当該貸出の分類の改善にはつながらない。

原則10：大口エクスポージャー規制

監督当局は、ポートフォリオ内の集中を経営陣が認識し、管理することが可能となるような方針及びプロセスを銀行が有していることを確認しなければならず、単一のカウンターパーティーあるいは関連のあるカウンターパーティー・グループに対する銀行のエクスポージャーを制限する健全性維持のための上限を設定しなければならない。²⁴

（参考文書：「大口信用エクスポージャーの測定と管理」（1991年1月）、「信用リ

²⁴ 関連のあるカウンターパーティーには、財務上のつながり、所有者や経営陣が共通することによるつながり、あるいはそれらの組み合わせによるつながりのある自然人および会社グループが含まれる。

スク管理の諸原則」(2000年9月))

必須基準

1. 法律又は規則により、「関連のあるカウンターパーティー・グループ」がリスク・エクスポージャーの実態を反映するかたちで明確に定義されているか、もしくは監督当局に定義する権限が与えられている。監督当局は、当該定義をケース・バイ・ケースで適用するための裁量を行使できる。
2. 法律、規則又は監督当局は、単一のカウンターパーティーもしくは関連のあるカウンターパーティー・グループに対する大口エクスポージャーに関する健全な限度を設定している。「エクスポージャー」には、オン・バランス及びオフ・バランスの全ての債権及び取引が含まれる。監督当局は、上級管理職がこれらの限度を監視していること、及び単体ベースでも連結ベースでも限度が超過されていないことを確認する。
3. 監督当局は、銀行が、個別のカウンターパーティー及び関連のあるカウンターパーティー・グループに対するエクスポージャーを適時に識別し、合計することを可能にする経営情報システムを有することを確認する。
4. 監督当局は、リスク管理に関する銀行の方針及びプロセスにおいて、与信の集中に関する許容限度が定められ、全ての大きな集中を定期的にレビューのうえ取締役会に報告することが義務付けられていることを確認する。
5. 監督当局は、セクター別、地域別及び通貨別エクスポージャーを含め、銀行のポートフォリオ内の集中をレビューできる情報を定期的に入手する。集中が大きなリスクをもたらしているとみられる場合、監督当局は銀行に対し是正措置を採ることを求める権限を有する。

補足基準

1. 銀行は、以下の定義を遵守することを求められる。

- ・ 銀行の自己資本の10パーセントないしそれ以上を、大口エクスポージャーと定義する。
- ・ 銀行の自己資本の25パーセントを、民間セクターにおける銀行以外のカウンターパーティーあるいは関連のあるカウンターパーティー・グループに対する個別の大口エクスポージャーの上限とする。

これらの上限からの僅かな逸脱は、特に明らかに一時的なものである場合、あるいは非常に小規模な銀行又は専門化した銀行の場合は、容認され得る。

原則11： 関連先に対するエクスポージャー

関連先²⁵に対するエクスポージャー（オン・バランスとオフ・バランスの双方を含む）の濫用や利益相反を防ぐため、監督当局は、銀行が関連ある会社や個人に対して独立企業間の原則に則って（arm's-length ベースの）エクスポージャーを引き受けること、当該与信が実効的に監視されること、リスクを管理ないしは軽減するための適切な方策が採られること及びそれらエクスポージャーの償却が標準的な方針及びプロセスに従って行われること、を要求しなければならない。

（参考文書：「信用リスク管理の諸原則」（2000年9月））

²⁵ 関連先には、特に、銀行の子会社や関連会社、及び、銀行の支配力が及ぶ主体ないし銀行に対して支配力を行使する主体が含まれる。また、銀行の主要株主、取締役、上級管理職及び主要職員と、それらの主体が直接利害を有する先ないし関連のある先、近親者、及び、関係会社において以上に相当する主体が含まれ得る。

必須基準

1. 「関連先」の包括的な定義が法律ないし規則に明確に示されているか、もしくは定義する権限が監督当局に与えられている。当該定義においては、本原則の脚注に述べる主体が考慮されているべきである。また、監督当局は、当該定義をケース・バイ・ケースで適用するための裁量を行使できる。
2. 法律、規則又は監督当局は、関連先に対するエクスポージャーが、関連のないカウンターパーティーに対する同様のエクスポージャーと比べてより有利な条件（すなわち、信用力評価、期間、金利、債務償還スケジュール、担保要件）で引き受けられることのないよう求める。²⁶
3. 監督当局は、一定額を超える、もしくはその他の事由により特別なリスクをもたらす関連先取引及び関連先エクスポージャーの償却について、当該銀行の取締役会の事前承認を得ることを求める。監督当局は、利益の相反する取締役を承認プロセスから除外することを求める。
4. 監督当局は、銀行に対し、エクスポージャーにより恩恵を受ける者ないしその者と関連のある者が、当該エクスポージャーの引受及び管理のプロセスに参加することを防止するための方針及びプロセスを有することを求める。
5. 法律又は規則、もしくは監督当局の権限により、関連先エクスポージャーに係る一般的ないしケース・バイ・ケースの上限が設定され、自己資本の適切性を評価する際に自己資本からそうしたエクスポージャーを控除することとされ、あるいはそうしたエクスポージャーについて担保による保全

²⁶ 全般的な報酬パッケージの一部として有利な条件が与えられている場合は例外とするのが適当かもしれない（例えば、職員が有利な利率で信用供与を受ける場合）。

を求めることとされている。関連先に対するエクスポージャーの総額に上限が設定されている場合、それらの上限は、少なくとも、単一のカウンターパーティーないし関連のあるカウンターパーティー・グループに適用される上限と同程度に厳格である。

6. 監督当局は、銀行に対し、関連先に対する個別のエクスポージャー及び同エクスポージャーの総額を識別し、独立した与信レビュー・プロセスを通じて同エクスポージャーを監視し、報告するための方針とプロセスを有することを求める。監督当局は、方針、プロセス及び限度枠に関する例外的な取扱いが、適切なレベルの上級管理職に、又は必要に応じて取締役会に適時に報告されていることを確認する。また監督当局は、上級管理職が関連先取引を継続的に監視していること、及び、取締役会もこれらの取引を監視していることを確認する。

7. 監督当局は、関連先に対するエクスポージャーの総額に関する情報を入手し、レビューしている。

原則 12： カントリー・リスク及びトランスファー・リスク

監督当局は、銀行が、その国際的な貸出・投資活動に付随するカントリー・リスク及びトランスファー・リスクを識別、測定、監視及び管理するために適切な方針及びプロセスを有し、こうしたリスクに対して適切な引当が行われていることを確認しなければならない。

(参考文書：「銀行の海外融資の管理」(1982 年 3 月))

必須基準

1. 監督当局は、銀行の方針及びプロセスにおいて、カントリー・リスク及びトランスファー・リスクの識別、測定、監視及び管理に十分な注意が払われていることを確認する。エクスポージャーは（末端借入人・末端カウンターパーティー別に加え）各国別に識別され、監視される。銀行は、カントリー・リスク及びトランスファー・リスクの動向を監視及び評価し、適切な対応策を講じることを求められる。
2. 監督当局は、銀行が、カントリー・エクスポージャーの正確な監視と報告を行い、設定されているカントリー・エクスポージャー限度の遵守を確保するための情報システム、リスク管理システム、及び内部統制システムを有することを確認する。
3. 監督当局は、カントリー・リスク及びトランスファー・リスクに対して適切な引当金が設定されているかどうかを監視している。採用されている引当実務は国際的に区々であるが、リスクに見合う結果をもたらすものである限り、何れも容認される。それらには以下のようなものが含まれる。
 - ・ 監督当局（あるいは他の当局）が、国別エクスポージャーに固定的な比率を設定することによって適切な最低引当額を決定する。
 - ・ 監督当局（あるいは他の当局）が国別に一定幅の比率を設定し、銀行はその幅の範囲内で個別のエクスポージャーにどの程度の引当を行うかを決定する。
 - ・ 銀行自体（あるいは全国銀行協会などの機関）が、適切な引当について、比率又はガイドラインを策定したり、個別の貸出に対する引当水準その

ものを決定したりする。その上で、かかる引当は、外部監査人及び（ないし）監督当局の評価を受ける。

4. 監督当局は、個別銀行のカントリー・リスク及びトランスファー・リスクについて十分な情報を適時に入手し、レビューする。

原則13： マーケット・リスク

監督当局は、銀行がマーケット・リスクを正確に識別、測定、監視及び管理するための方針及びプロセスを有していることを確認しなければならない。監督当局は、正当な理由がある場合に、マーケット・リスク・エクスポージャーに対して特定の上限を設定する権限と、特定の自己資本を賦課する権限の双方ないしはいずれかを有していなければならない。

（参考文書：「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定」（1996年1月））

必須基準

1. 監督当局は、銀行が、マーケット・リスクの識別、測定、監視及び管理に関する役割と責任を明確に定めた適切な方針とプロセスを有することを確認する。監督当局は、方針とプロセスが実際に遵守されていること、及び、取締役会と上級管理職による適切な監視の対象となっていることを確保している。
2. 監督当局は、銀行が自らの規模と複雑性に応じてマーケット・リスク限度を設定し、同限度に全ての重要なマーケット・リスクを反映させていることを確認する。限度は取締役会ないし上級管理職により承認されるべきで

ある。監督当局は、適用されている限度（内部的な限度ないし監督当局により課された限度）が遵守されていることを確認する。

3. 監督当局は、すべての取引が適時に識別され、銀行の時価ポジションが信頼性のある慎重な市場データ（市場価格が存在しない場合は内部モデルないし業界で受け容れられているモデル）に基づいて頻繁に再評価されることを確実にするシステムと統制が存在することを確保している。監督当局は、銀行に対し、慎重に評価することができないポジションの評価額に係る調整・準備金を考慮するための方針とプロセスを設定し、維持することを求める。そうしたポジションには、集中度が高いポジション、流動性が低いポジション、及び陳腐化したポジションが含まれる。
4. 監督当局は、銀行がシナリオ分析、ストレス・テスト及びコンティンジェンシー・プランの策定を適切に実施し、また、マーケット・リスクを測定するために用いているシステムの定期的な検証やテストを行っていることを確認する。監督当局は、これらのアプローチがリスク管理の方針とプロセスに組み込まれており、その結果がリスク・テイキング戦略の中で考慮されていることを確認する。

補足基準

1. 監督当局は、トレーディング勘定のポジションを評価するために用いられている市場データが、業務ラインから独立した機能によって検証されていることを求める。銀行は、評価目的でモデルを用いている場合、当該モデルが独立の検証を受けることを確保するよう求められる。

原則 14：流動性リスク

監督当局は、銀行が、流動性リスクを識別、測定、監視及び管理するため、また、日々の流動性を管理するための健全な方針及びプロセスを含め、自らのリスク特性を考慮に入れた流動性リスクの管理戦略を有していることを確認しなければならない。監督当局は、銀行に対し、流動性の問題に対処するための危機管理計画（コンティンジェンシー・プラン）を有することを求める。

（参考文書：「銀行における流動性管理のためのサウンド・プラクティス」（2000年2月））

必須基準

1. 監督当局は、銀行のための流動性ガイドラインを策定する。それらのガイドラインにおいては、既存のオン・バランス負債に加え、未実行のコミットメント及びその他のオフ・バランス負債も考慮されている。
2. 監督当局は、銀行が、流動性管理戦略、及び流動性リスク管理のための方針とプロセスを有し、何れも取締役会の承認を得ていることを確認する。
また、監督当局は、リスク・テイキングに関する方針とプロセスが流動性リスクを監視、管理及び制限するために策定されていることを確保するための監視の役割を取締役会が果たしていること、及び、経営陣がそうした方針とプロセスを効果的に実施していることを確認する。
3. 監督当局は、銀行の上級管理職が、流動性リスクを監視、管理及び制限するための適切な方針とプロセスを定義（ないし設定）していること、そうした方針とプロセスを効果的に実施していること、及び、当該銀行が負っている流動性リスクの性質と水準を理解していること、を確認する。

4. 監督当局は、銀行に対し、ネットの所要資金調達額を継続的に測定及び監視するための方針とプロセスを設定することを求める。当該方針及びプロセスにおいては、他のリスク（例えば、信用リスク、マーケット・リスク及びオペレーショナル・リスク）が当該銀行の全般的な流動性戦略にどのような影響を及ぼし得るかを考慮することが含まれ、また、複数のシナリオの下で所要資金調達額を分析すること、資金調達源を多様化すること、集中限度の見直しを行うこと、ストレス・テストを実施すること、及び、前提となる仮定が引き続き有効であることを確認するため頻繁に見直しを行うこと、が求められている。
5. 監督当局は、外貨流動性の変換を大規模に行っている銀行を識別するため、十分な情報を入手する。直接的な外貨取引であれ国内の借手に対する外貨貸付であれ、銀行ないし銀行グループが外国為替業務を大規模に行っている場合、あるいは、銀行が大規模なエクスポージャーを有する特定の通貨に問題が生じている場合、監督当局は当該銀行に対し、個別通貨毎に自らの戦略を分析し、必要であれば、外貨全体ないし個別主要通貨のキャッシュ・フロー・ミスマッチの規模に限度を設け、定期的に同限度を見直すことを求める。
6. 監督当局は、銀行が流動性問題に対処するためのコンティンジェンシー・プランを策定していることを確認する。同プランには監督当局への通知が含まれている。

補足基準

1. 監督当局は、複数の通貨で業務を行っている銀行が、外貨流動性戦略を個別通貨毎にストレス・テストし、その結果を、ミスマッチの適切性に関する

る判断要因のひとつとしていることを確認する。

2. 監督当局は、銀行が、負債保有者との関係を構築・維持するための努力を定期的に見直していること、負債の分散を維持していること、及び資産売却能力の確保を心掛けていることを確認する。

原則15：オペレーショナル・リスク

監督当局は、銀行が、オペレーショナル・リスクを識別、評価、監視、及び統制ないし軽減するための方針及びプロセスを有していることを確認しなければならない²⁷。これらの方針及びプロセスは、当該銀行の規模や複雑性に応じたものであるべきである。

(参考文書：「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」(2003年2月)、「金融サービスにおけるアウトソーシング」(ジョイント・フォーラム、2005年2月))

必須基準

1. 監督当局は、個々の銀行に対し、オペレーショナル・リスクを識別、評価、監視及び軽減するためのリスク管理方針及びプロセスを有することを求める。これらの方針及びプロセスは、当該銀行の業務の規模及び複雑性に照らして適切なものであるべきであり、監督当局は、それらの方針やプロセスが、銀行のリスク特性や外的な市場動向の変化に照らして定期的に調整されていることを確認する。

²⁷ バーゼル委員会は、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス、人、システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、又は外生的事象に起因する損失に係るリスク」と定義した。この定義には法的リスクが含まれるが、戦略リスクや評判リスクは含まれない。

2. 監督当局は、取締役会が、オペレーショナル・リスクの管理に関する銀行の戦略、方針及びプロセスを承認し、定期的に見直していることを求める。
また監督当局は、取締役の監視の下に、経営陣がこれらの方針とプロセスの有効な実施を確保することを求める。
3. 監督当局は、経営陣が、オペレーショナル・リスクに関する承認された戦略、重要な方針及びプロセスを効果的に実施していることを確認している。
4. 監督当局は、銀行の業務復旧計画及びコンティンジェンシー・プランの質と包括性をレビューし、当該銀行が、業務に著しい混乱が生じた場合も継続企業として営業し、支払決済システムの混乱から生じる損失を含め、損失を最小限にとどめる能力を有することを確認している。
5. 監督当局は、銀行が、情報セキュリティやシステム開発といった分野をカバーする情報技術に関する適切な方針とプロセスを設定し、業務の規模や複雑性に応じた情報技術への投資を行っていることを確認する。
6. 監督当局は、監督下にある銀行のオペレーショナル・リスクに影響を及ぼす動向について当局が常に情報を得られるような、適切な報告メカニズムが存することを求める。
7. 監督当局は、銀行のオペレーショナル・リスク管理プロセスに法的リスクが織り込まれていることを確認する。
8. 監督当局は、銀行が、アウトソースした業務を評価、管理及び監視するための適切な方針とプロセスを設定していることを確認する。アウトソーシングに係るリスク管理プログラムは以下をカバーしているべきである。
 - ・ サービス提供者の選択に際する適切なデュー・ディリジェンスの実施

- ・ アウトソーシング取決めの作成
- ・ アウトソーシング取決めに伴うリスクの管理と監視
- ・ 実効的な統制環境の確保
- ・ 実行可能なコンティンジェンシー・プランの策定

アウトソーシングに関する方針とプロセスは、銀行に対し、サービス提供者と銀行の間の明確な責任分担を含む、包括的な契約及び（ないし）サービス水準に関する取決めの締結を求めるべきである。

補足基準

1. 監督当局は、リスク管理に関する方針とプロセスにおいて、オペレーショナル・リスクの主要な側面がカバーされていることを確認する。これには、グループ全体に適切なオペレーショナル・リスクの枠組みが適用されることが含まれる。当該方針及びプロセスには、カストディ業務やコルレス・バンキングなど、一部の事務集中型業務における追加的なリスクが織り込まれているべきであり、また、オペレーショナル・リスクが増大する時期がカバーされているべきである。

原則16：銀行勘定の金利リスク

監督当局は、銀行が、取締役会によって承認され、上級管理職によって実施される明確に定義された戦略を含め、銀行勘定の金利リスクを識別、測定、監視及び管理するための実効的なシステムを有していることを確認しなければならない。これらは、当該リスクの規模や複雑性に照らして適切なものであるべきである。

(参考文書：「金利リスクの管理と監督のための諸原則」(2004年7月))

必須基準

1. 監督当局は、銀行の取締役会が、金利リスクを識別、測定、監視及び管理するための金利リスク戦略、方針及びプロセスを承認し、定期的に見直していることを確認する。また監督当局は、経営陣が金利リスク戦略、方針、及びプロセスの策定と実施を確保していることを確認する。
2. 監督当局は、銀行が包括的かつ適切な金利リスク測定システムを有していること、また、用いられるあらゆるモデルや仮定が定期的に検証されていることを確認する。監督当局は、銀行が設定している限度に当該銀行のリスク戦略が反映されていること、また、関連スタッフが当該限度を理解し、限度について定期的な通知を受けていることを確認する。また監督当局は、設定されている方針、プロセス及び限度に対する例外的取扱いが上級管理職に直ちに通知され、必要であれば取締役会にも通知されていることを確認する。
3. 監督当局は、銀行に対し、適切なストレス・テストを定期的に行い、金利が不利な方向に動いた場合に損失を被る可能性を測定することを求める。

補足基準

1. 監督当局は、銀行に対し、銀行勘定への標準化された金利ショックの適用を含め、銀行の内部的な金利リスク測定システムから得られた測定結果を提出することを求める権限を有する。当該測定結果は、経済価値が低下する可能性の程度を示すものとして表現される。
2. 監督当局は、銀行の内部的な自己資本測定システムが銀行勘定の金利リス

クを適切に捕捉しているか否かを評価する。

3. 監督当局は、銀行が実施するストレス・テストが、合理的な最悪のシナリオに基づいており、決定的な仮定が覆ることも含め、全ての重要なリスク源を捕捉するものであることを求める。上級管理職は、金利リスクに関する銀行の方針、プロセス及び限度を設定及びレビューする際に、かかるストレス・テストの結果を考慮に入れることを求められる。
4. 監督当局は、銀行に対し、トレーディング業務及び（ないし）リスク・テイキング業務に係る責任を有する職員から独立し、それらの職員とは報告ラインを異にする職員に金利リスク管理に係る責任を与えることを求める。金利リスクをカバーする独立したリスク管理機能が不在の場合、監督当局は、銀行に対し、リスク管理とリスク・テイキングの双方に責任を有する管理職に生じ得る利益相反を軽減するメカニズムを確保することを求める。

原則 17： 内部統制及び監査

監督当局は、銀行が業務の規模や複雑性に照らして適切な内部統制機能を有していることを確認しなければならない。これには、権限及び責任の委譲のための明確な取決めのほか、約定の締結、資金の支払い、資産・負債の経理のそれぞれの機能の分離や、これらのプロセスの照合、銀行の資産の保全、適切な独立した内部監査及びこれらの内部統制や適用される法律・規則の遵守状況を検査するためのコンプライアンス機能、といったものが含まれるべきである。

(参考文書:「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」(1998年9月)、
「銀行の内部監査および監督当局と監査人との関係」(2001年8月)、「コンプライアンスおよび銀行のコンプライアンス機能」(2005年4月))

必須基準

1. 法律、規則又は監督当局は、銀行の業務全体が実効的に統制されることを確実にするため、コーポレート・ガバナンスに関する取締役会及び上級管理職の責任を明確に定めている。
2. 監督当局は、銀行が業務の内容及び規模に照らして適切な内部統制を備えていることを確認する。こうした統制は、取締役会及び上級管理職の責任に属し、組織構造、会計に関する方針とプロセス、チェック・アンド・バランス、及び資産や投資の保全といった事項を取り扱う。より具体的には、以下の事柄がこうした統制の対象となる。
 - ・ 組織構造：権限の明確な委譲（例えば、明確に定められた融資承認限度額）、意思決定に関する方針とプロセス、重要な機能の分離（例えば、業務の組成、支払、照合、リスク管理、会計、監査及びコンプライアンス）を含む、職務及び責任の明確化。
 - ・ 会計に関する方針とプロセス：勘定の照合、コントロール・リスト、経営情報
 - ・ チェック・アンド・バランス（又は「4つの目の原則（four eyes principle）」）：職権の分離、相互チェック、資産の二重統制、二鑑制（double signature）。
 - ・ 資産及び投資の保全：物理的な統制を含む。
3. 法律、規則又は監督当局により、統制環境に関する責任が取締役会及び上級管理職に帰せられている。監督当局は、銀行の取締役会及び上級管理職が自行の業務に内在するリスクを理解していること、また、強固な統制環

境の確保に注力していることを要求する。

4. 監督当局は、これらの基準の充足に関わる健全性上の問題に対処するため、取締役会及び上級管理職の構成の変更を命ずる権限を有する。
5. 監督当局は、バックオフィス及び統制機能の技能と資源が、フロントオフィスないし業務組成機能に対して適度にバランスしていることを確認する。
6. 監督当局は、銀行に恒久的なコンプライアンス機能が設けられ、上級管理職による銀行のコンプライアンス・リスク管理を支援していることを確認する²⁸。コンプライアンス機能は、銀行の業務活動から独立していなければならない。監督当局は、取締役会がコンプライアンス機能の運営を監視していることを確認する。
7. 監督当局は、独立性があり、恒久的で有効な内部監査部門が銀行に設けられていることを確認する。内部監査部門は、(i)方針とプロセスの遵守を確保すること、及び、(ii)既存の方針、プロセス及び統制が当該銀行の業務に鑑みて引き続き十分かつ適切であるか否かを評価すること、について責任を負う。²⁹
8. 監督当局は、内部監査部門が以下の要件を満たしていることを確認する。
 - ・ 十分な資源を有していること、及び、内部監査に従事する職員が適切な訓練を受け、監査対象業務を理解・評価する上で必要な経験を有してい

²⁸ 「コンプライアンス機能」という用語は、必ずしも組織上の単位を意味しない。コンプライアンス担当職員は事業単位ないし現地子会社に在籍し、事業ラインの管理職ないし現地管理職に報告を行うこともある。但し、その場合も、コンプライアンス担当スタッフはコンプライアンス機能の長を経由する報告ラインを併せて持っていなければならない。

²⁹ 「内部監査機能」という用語は、必ずしも組織上の単位を意味しない。一部の国では、小規模銀行に対し、外部監査人等を用いて主要な内部統制を独立にレビューするシステムを用いることを代替策として認めている。

ること。

- ・ 適度な独立性を有すること。独立性には、取締役会への報告ラインが設けられていること、及び、監査部門の指摘に対して上級管理職が反応し、行動を起こすことを確実にするため、銀行内で相応の地位が与えられていること、が含まれる。
- ・ 任務の遂行上必要であれば何時でも、銀行ないしその関連会社の全ての職員、記録、ファイル又はデータに自由にアクセスすることや連絡をとることが可能であること。
- ・ 銀行が負っている主要なリスクを識別し得る手法を用いていること。
- ・ 独自のリスク評価に基づいて監査計画を立て、同計画に従って資源を配分していること。
- ・ アウトソースされている全ての機能を評価する権限を有すること。

補足基準

1. 監督当局は、(監督理事会 (supervisory board) と経営理事会 (management board) からなる二重取締役会制ではなく) 単一取締役会制を採用する国においては、経験豊富な複数の非執行役員 (non-executive directors) が取締役会に含まれていることを求める。
2. 監督当局は、内部監査部門が監査委員会ないしはそれと同等の組織に報告を行うことを求める。
3. 監督当局は、単一取締役会制を採用する国において、経験豊富な非執行役員が監査委員会に含まれていることを求める。

4. 銀行が、取締役ないし上級管理職にある者の適格性（fitness and propriety）に負の影響を及ぼし得る重大な情報を認知した場合、直ちに監督当局に通報しなければならない旨が、法律又は規則で定められているか、もしくは監督当局により求められている。

原則 18：金融サービスの濫用

監督当局は、銀行が、金融セクターにおける高水準の倫理的・職業的基準を促進し、銀行が意図的に、もしくは意図せずして犯罪活動に利用されることを防ぐための、厳格な「顧客を知る」（“know-your-customer”）ルールを含む、適切な方針及びプロセスを有していることを確認しなければならない。³⁰

（参考文書：「マネーロンダリングの目的による金融システムの犯罪的悪用の防止」（1988 年 12 月）、「銀行の顧客確認に関するガイダンス」（2001 年 10 月）、「シェルバンクとブッキング・オフィス」（2003 年 1 月）、「顧客確認に係る連結ベースのリスク管理」（2004 年 10 月）、金融活動作業部会（FATF）による「40+IXの勧告」（2003 年）及び「AML／CFTメソドロジー」（2004 年及び以後の改定））

必須基準

1. 法律又は規則により、犯罪活動に関連する銀行の内部統制の監督及び法令の執行についての、銀行監督当局及び（存在する場合）その他の関係当局の義務、責任及び権限が明確にされている。

³⁰ 委員会は、一部の地域においては、不正行為、マネーロンダリング、テロ資金供給といった銀行関連の犯罪活動に関する法令遵守を評価することについて、金融情報部門（FIU）など、銀行監督当局以外の当局が第一義的な責任を負っていることを認識している。従って、本原則（特に必須基準 6、7 及び 9）においては、「監督当局」とはそうした銀行監督当局以外の当局を意味し得る。こうした地域の銀行監督当局は、本原則に述べられている基準を遵守するため、そうした当局と協力する。

2. 監督当局は、銀行が、高水準の倫理的、職業的基準を促進し、また、意図的に、もしくは意図せずして自行が犯罪活動に用いられることを防ぐための適切な方針とプロセスを有していることを確認している。これには、犯罪活動の防止と発見、及び、そうした疑わしい活動を適切な当局に報告することが含まれる。
3. 銀行は、自行の安全性、健全性もしくは評判にとって重大と思われる疑わしい活動及び不正行為について、金融情報部門（F I U）ないしその他の指定された当局への報告に加え、銀行監督当局に報告する。³¹
4. 監督当局は、銀行が、「顧客を知る」（” know-your-customer” ）ための方針とプロセスを設定のうえ、適切に文書化し、関連する全ての職員に伝達していることを確認する。そうした方針とプロセスは、当該銀行の総合的なリスク管理に組み込まれているべきである。KYC管理プログラムは、銀行グループ全体に適用され、以下の基本要素を備えている。
 - ・ 顧客の受入れに関する方針。本方針では、当該銀行が受入れを拒否する業務関係が明確にされている。
 - ・ 顧客属性の認定、確認及び精査（デュー・ディリジェンス）に関するプログラム。本プログラムには、受益権者（beneficial owner）を確認すること、及び、記録が更新され、有用性を保っていることを確認するためのリスク・ベースのレビューが含まれる。
 - ・ 通常と異なる、もしくは潜在的に疑わしい取引（特にハイリスクな口座

³¹ 銀行は、国際的な基準に従って、マネーロンダリングやテロ資金との関わりを示唆する疑わしい活動について、関連する国家機関に通知することとされている。本国家機関は、独立した政府機関として、もしくは既存の当局の内部に設立され、F I Uの機能を果たしている。

の取引)を監視及び把握するための方針とプロセス。

- ・ 重要な公的地位を有する者 (politically exposed persons) などのハイリスク口座に関わる業務関係を結ぶことや、既存の業務関係がハイリスク化した場合の関係維持に関する意思決定は、上級管理職が行うこと。
- ・ 顧客確認や個々の取引に関して保存すべき記録及び保存期間に関する明確なルール。そうした記録は、少なくとも5年間は保存されるべきである。

5. 監督当局は、銀行が、コルレス・バンキングについて特に厳格なデュー・ディリジェンスの方針とプロセスを有することを確認する。そうしたデュー・ディリジェンスには以下が含まれる。

- ・ コルレス先の銀行について十分な情報を収集し、同銀行の業務や顧客基盤、及び同銀行がどのように監督されているかを十分に理解すること。
- ・ 犯罪活動に対する適切な統制を有しない外国銀行や、関係当局により実効的に監督されていない外国銀行、もしくはシェルバンクと思われる銀行とは、コルレス関係を結んだり継続したりしないこと。

6. 監督当局は、銀行が、マネーロンダリングを含め、潜在的な金融サービスの濫用を防止、把握及び報告するための十分な統制とシステムを有することを定期的に確認する。

7. 監督当局は、犯罪活動に関連する義務を果たさない銀行に対して措置を採るための適切な執行権限（規制上及び（あるいは）刑事上の訴追）を有する。

8. 監督当局は、銀行が以下の要件を満たしていることを確認する。

- ・ 内部監査及び（ないし）外部専門家³²に対し、関連するリスク管理方針、プロセス及び統制を独立の立場から評価することが求められていること。
監督当局は、内部監査等の報告書にアクセスできなければならない。
- ・ 管理職レベルのコンプライアンス・オフィサーを指名するための方針とプロセスが確立され、当該銀行の金融サービスが濫用されている可能性（疑わしい取引を含む）について報告を受ける専任の職員が指名されていること。
- ・ 高い倫理基準と職業基準を確保するため、職員の雇用に際して適切なスクリーニングを行う方針とプロセスが存すること。
- ・ KYC及び犯罪活動や疑わしい活動を把握する方法に関し、職員を対象として継続的な研修プログラムが実施されていること。

9. 監督当局は、銀行職員が自行の金融サービスの濫用に係る問題を現場の管理職ないし専任の関連職員、あるいはその双方に報告するための明確な方針とプロセスが銀行に備わっていることを確認する。また監督当局は、管理職や専任の職員がそうした活動について適時に情報を得ることができるよう、適切な経営情報システムが銀行に備わっていることを確認する。

10. 法律及び規則により、善意の銀行職員が疑わしい活動を銀行内部で、もしくは関連当局に直接報告した場合は、責任を問われないことが確保されている。

³² 外部専門家には、適切な守秘義務の下で適切な任務を受託する、外部監査人ないしその他の適格な主体が含まれる。

1 1. 監督当局は、あらゆる疑わしい取引について、F I U及び（該当する場合は）その他の指定された当局に通知することができる。また監督当局は、関連する司法当局との間で、疑わしい活動や実際の犯罪活動に関する情報を直接的又は間接的に共有することができる。

1 2. 監督当局は、関連する国内・海外の金融セクター監督当局との間で、直接的又は間接的に、協力を行ったり、疑わしい活動や実際の犯罪活動に関する情報を監督目的において共有したりすることができる。

補足基準

1. 他の当局がこれを行っていない場合、監督当局は、犯罪活動に対処するための専門能力を備えた人材を組織内部に持つ。

原則 1 9 : 監督上のアプローチ

実効的な銀行監督のシステムとは、監督当局が、健全性及び安全性及び銀行システム全体の安定性に焦点を当てつつ、個々の銀行及び銀行グループの業務や銀行システム全体について精通した理解を形成・維持することを求めるものである。

必須基準

1. 監督当局は、個々の銀行及び銀行グループのリスク特性について精通した理解を形成し、その理解を維持するための方針とプロセスを有する。

2. 監督当局は、銀行システム全体の傾向、動向及びリスクを監視し、評価する。また、監督当局は、銀行以外の金融機関の規制当局と頻繁に接触する

ことにより、これら金融機関の動向も考慮する。

3. 監督当局は、個々の銀行ないし銀行グループが負っているリスクの性質、重大性及び範囲を継続的に判断及び評価するための手法を用いる。当該手法は、特に、業務の重点、リスク特性及び内部統制環境をカバーするとともに、銀行間の妥当な比較を可能にするべきである。監督作業の優先順位は、こうした評価の結果に基づいて決定される。³³
4. 監督当局は、銀行及び銀行グループが健全性規制やその他の法令上の要請を遵守していることを確認する。
5. 監督当局は、銀行に対し、業務、構造及び全般的な状況に関する重大な変化について監督当局に報告すること、又は、法令ないし健全性規制に対する違反を含め、好ましくない重大な事態に気付いた場合は直ちに監督当局に報告することを求める。
6. 監督当局は、健全性に関する情報の処理、監視及び分析を促進する適切な情報システムを有する。当該システムは、フォローアップ対応を要する分野の把握を支援する。

補足基準

1. 監督当局は、先見的な視点から銀行のリスク特性を判断し、現存するリスクや生じつつあるリスクによって銀行システムの安定性が脅かされかねない深刻な事態に対して積極的に対応し易くするための、明確に定められた手法を用いる。

³³ 原則1（1）、補足基準1の脚注参照。

原則 20： 監督上の手法

実効的な銀行監督のシステムは、オン・サイト及びオフ・サイトの双方による監督と、銀行の経営者との定期的なコンタクトによって構成されるべきである。

必須基準

1. 監督当局は、銀行の経営状態、固有のリスク、及び、監督上の懸念に対処するために必要な是正措置について判断するため、オン・サイト及びオフ・サイトの監督の適切な組合せを用いる。具体的な組合せは、その国の特別な事情や環境に応じて決定され得る。監督当局は、オン・サイト及びオフ・サイト機能の質、実効性、及び相互補完性を評価し、把握された欠点に対処するための方針とプロセスを有する。
2. 監督当局は、オン・サイト及びオフ・サイトの活動を計画及び実行するための一貫したプロセスを有する。また、それらの活動が、明確な責任、目的及び成果物を伴って徹底的かつ整合的な形で行われること、及び、オン・サイトの機能とオフ・サイトの機能の間で有効な調整と情報交換が行われること、を確保するための方針とプロセスが存在する。
3. オン・サイトの作業は、監督当局が自らの職員を用いて行う場合と外部専門家の作業を通じて行う場合があり³⁴、何れの場合も以下のことを行うための手段として用いられる。
 - ・ 個々の銀行において適切なコーポレート・ガバナンス（リスク管理及び内部統制のシステムを含む）が存在することを独立した立場で検証する

³⁴ 外部専門家には、適切な守秘義務の下で適切な任務を受託する、外部監査人ないしその他の適格な外部者が含まれる。

こと。

- ・ 各銀行から提出された情報の信頼性を確認すること。³⁵
- ・ 銀行の経営状態を判断し、重要なリスクを評価し、所要の是正策やオフ・サイトの監視の強化を含む監督上の措置を特定するため、銀行及び関連のある会社に関する追加的な情報を入手すること。
- ・ 監督当局が示した懸念に対する銀行の対応を監視すること。

4. オフ・サイトの作業は、以下のことを行うための手段として用いられる。

- ・ 健全性に関する報告書、統計報告書及び公開情報を含めたその他の適切な情報を利用し、個々の銀行の財務状況を定期的にレビュー及び分析すること。
- ・ 継続的な注意を要する事柄を追跡し、拡大しつつあるリスクを評価し、今後の作業の優先順位と範囲を特定する作業を支援すること。
- ・ オン・サイトの作業の優先順位及び範囲を決定する作業を支援すること。

5. 監督当局は、個々の銀行のリスク特性に応じて、銀行の取締役会、非執行取締役、監査委員会、上級及び中間管理職（個々の事業ユニット及び統制機能の長を含む）のうち適切な相手と十分な頻度で接触する。こうした接触は、銀行の戦略、グループ構造、コーポレート・ガバナンス、業績、自己資本の適切性、流動性、資産の質及びリスク管理システム等を理解し、評価するために行われる。

6. 監督当局は、オン・サイト及びオフ・サイトの監督作業に際し、取締役会

³⁵ 原則 2 1 参照。

及び経営陣の質を継続的に考慮する。

7. 監督当局は、銀行の内部監査機能の作業を評価し、監督当局が潜在的なリスク分野を特定する上で内部監査人の作業に依存することができるか、また、どの程度依存できるかを判断する。
8. 監督当局は、書面による報告ないし経営陣との協議や会談を通じ、オン・サイト及びオフ・サイトの監督分析から判明した事項を当該銀行に伝える。

補足基準

1. 監督当局は、監督上の検証及び外部監査の結果について協議するため、上級管理職及び取締役会と定期的に会談する。また、必要に応じて、独立した取締役と別途会談する。

原則 2 1 : 監督当局への報告

監督当局は、単体及び連結ベースの双方で、健全性に関する報告書及び統計報告書を銀行から徴求し、調査し、分析する手段を持たなければならない。また、監督当局は、オン・サイトの検証もしくは外部専門家の活用を通じて、これらの報告を独自に検証する手段を持たなければならない。³⁶

必須基準

1. 監督当局は、銀行に対し、自らの財務状況、業績及びリスクについて、単体及び連結ベースの双方で定期的に情報を提出するよう求める権限³⁷を有

³⁶ 本原則において、「健全性に関する報告書及び統計報告書」とは、定められた会計報告書とは別に、追加的な提出を求められるものを指す。前者は本原則で、後者は原則 2 2 で取り扱われる。

³⁷ 原則 1 (3) 参照。

する。これらの報告書には、オン・バランスとオフ・バランスの資産・負債、損益、自己資本の適切性、流動性、大口エクスポージャー、資産の集中（経済セクター、地域及び通貨別）、資産の質、貸倒引当金、関連先取引、金利リスク及びマーケット・リスクといった事項に関する情報が含まれる。

2. 監督当局は、監督当局に提出する報告書を作成する際に用いられる会計基準を明確に示した解説を提供する。それらの基準は、国際的に広く受け入れられた会計上の原則及びルールに基づいている。
3. 監督当局は、銀行に対し、必要に応じ時価を考慮に入れた、一貫性のある現実的かつ慎重な評価ルールを用いることを求める。
4. 監督当局は、必要な情報の性質や、個々の銀行の規模、業務内容及びリスク特性に相応しい頻度で（例えば、毎月、毎四半期、毎年）銀行から情報を収集し、分析する。
5. 監督当局は、銀行及び銀行グループ間で有意な比較を行うため、連結ベースの監督の対象に含まれる全ての銀行及びその他の会社から、比較可能なベースで、同一期日（ストック）及び同一期間（フロー）のデータを収集する。
6. 監督当局は、銀行又は銀行グループの財務状況もしくはリスク評価のため重要と考える場合には、銀行、及び、業種に拘らず銀行の関連会社より、あらゆる関連情報を要求し、入手する権限を有する。そうした情報には内部の経営情報も含まれる。
7. 監督当局は、監督作業を遂行するため、銀行の全ての記録に自由にアクセ

スする権限³⁸を有する。また、監督当局は、銀行の取締役会、経営陣及び職員に対しても、必要に応じて同様にアクセスすることができる。

8. 監督当局は、情報を適時かつ正確に提出する義務の遵守を確実にするための手段を有する。監督当局は、当局に提出する報告の正確性について相応のレベルの上級管理職が責任を負っていることを確認するとともに、誤報告や継続的な間違いについては罰則を課し、不正確な情報を修正するよう求めることができる。
9. 監督当局は、監督情報の有効性と完全性を確認するための方針とプロセスを活用する。これには、監督当局自身のスタッフないし外部専門家³⁹が監督当局への報告を定期的に検証するプログラムが含まれる。
10. 監督当局は、外部専門家を任命して監督上の任務を委託する際、作業の範囲を含め、外部専門家⁴⁰の役割と責任を明確に定義し、文書化するとともに、その作業の質を監視する。外部専門家は、定例的な検証作業に用いられる場合もあれば、銀行業務の特定の側面を検証するために用いられる場合もある。
11. 監督当局は、外部専門家に対し、監督目的において行う作業の過程で重大な欠陥を把握した場合は、直ちに監督当局に知らせるよう求める。

³⁸ 原則1（4）参照。

³⁹ 外部専門家には、適切な守秘義務の下で適切な任務を受託する、外部監査人ないしその他の適格な外部者が含まれる。

⁴⁰ 外部専門家には、適切な守秘義務の下で適切な任務を受託する、外部監査人ないしその他の適格な外部者が含まれる。外部専門家が行うレビューを監督当局の利用に供することは可能であるが、それらの外部専門家が行ったレビューの結果に納得しなければならないのは、究極的には監督当局である。

原則 22： 会計及び情報開示

監督当局は、各銀行が、国際的に広く受け入れられた会計方針及び実務に沿った適切な記録を保管し、財務状況及び収益性を公正に反映した情報を定期的に公表していることを確認しなければならない。

(参考文書：「銀行の透明性の向上について」(1998 年 9 月))

必須基準

1. 監督当局は、銀行の財務記録システム及びそれが作り出す財務データの信頼性を確保する責任を、銀行の経営陣及び取締役会に負わせる権限を有する。
2. 監督当局は、毎年公開される財務諸表が適切な外部検証を受け、外部監査人の所見を伴うことを確保する責任を、銀行の経営陣及び取締役会に負わせる権限を有する。
3. 監督当局は銀行に対し、必要に応じて時価を考慮に入れた、一貫性のある現実的かつ慎重な評価ルールを用いること、及び、適切な引当金を控除した利益を開示することを求める。
4. 法律又は規則、もしくは監督当局の権限に基づき、適切な状況において、個々の銀行の外部監査の範囲及びそれらの監査を行う際に従うべき基準が設定される。
5. 監督ガイドラインもしくは各国の監査基準に従って、監査の範囲に、貸出ポートフォリオ、貸倒引当金、不良資産、資産の評価、トレーディング及びその他の証券業務、デリバティブ、資産の証券化、財務報告に係る内部

統制の適切性、といった分野が含まれる。

6. 監督当局は、外部監査人の専門能力や独立性が不十分であると考えられる場合や、確立された職業基準の適用対象となっていない、もしくは同基準に従っていない場合、当該外部監査人の任命を却下したり、罷免したりする権限を有する。
7. 監督当局は銀行に対し、監査済みの財務諸表を毎年作成することを求める。それらの財務諸表は、国際的に広く受け入れられた会計原則及びルールに従って作成され、国際的に広く受け入れられた監査実務及び基準に従って監査されたものである。
8. 法律、規則又は監督当局⁴¹は、銀行に対し、当該銀行の真の財務状況を適切に反映した情報を定期的に公表することを求める。銀行は、比較可能性、関連性、信頼性及び適時性を高める方法で本情報を公開することを求められるべきである。
9. 開示を求められる情報には、銀行の財務実績、財務ポジション、リスク管理に関する戦略と実務、リスク・エクスポージャー、関連先との取引、会計方針、基本的な業務、経営管理及びガバナンスに関する定性的及び定量的な情報が含まれる。提供される情報の範囲・内容及び細分化・詳細化のレベルは、当該銀行の業務の規模と複雑性に応じたものであるべきである。
10. 法律、規則又は監督当局は、情報開示基準の遵守を確保するための実効的なレビュー及び執行メカニズムを提供する。

⁴¹ 本必須基準に取り上げられている情報開示要請は、監督当局が発する指令ではなく（もしくは同指令に加えて）、会計ルール、証券取引所の上場ルール、ないしは適用されるその他のルールに定められている場合がある。

- 1 1. 監督当局もしくはその他の関連組織は、銀行システムに対する公衆の理解を助け、市場規律の機能を促進するため、銀行システムに関する総合的な情報を公表する。それらの公表情報には、銀行業務の主要な側面を反映するバランスシート指標や統計パラメータが含まれる（財務諸表の構造、自己資本比率、収益力及びリスク特性）。

補足基準

1. 監督当局は外部監査法人と定期的に会合し、銀行の業務運営に関する共通の関心事について話し合う。
2. 外部監査人は、監督当局により監督目的で用いられているか否かを問わず、免許基準からの逸脱、銀行法等に対する違反、及び監督当局の任務にとって重大な意味を持つと監査人自身が考えるその他の事項といった監督上の重要事項について、監督当局に報告する義務を負う。法律又は規則により、そうした報告を行う善意の監査人が守秘義務違反の責任を問われないことが保証されている。
3. 法律、規則又は監督当局は、銀行に対し、外部監査人（監査法人ないしは監査法人内の職員）を時折交替させることを求める。
4. 監督当局は、銀行に対し、正式な情報開示方針を有することを求める。
5. 監督当局は、必要に応じて、外部監査人の監査調書にアクセスする権限を有する。

原則 2 3： 是正及び改善に関する監督当局の権限

監督当局は、適時に是正措置を講じるために用い得る一連の適切な監督手段を

持ち合せていなければならない。適切と認められる状況においては、こうした手段には銀行免許の剥奪ないしは剥奪を提言する能力が含まれる。

(参考文書：「銀行のパラレル所有構造」(2003年1月))

必須基準

1. 監督当局は、経営陣、もしくは適切であれば取締役会に対し、早い段階で監督上の懸念を伝え、それらの懸念に対して迅速に対応することを求める。監督当局が、銀行に対して重大な是正措置を採ることを求める場合は、書面により取締役会にその旨を伝える。監督当局は、銀行に対し、定期的に経過報告書を提出することを求め、是正措置が満足のいく形で完遂されることを確認する。
2. 監督当局は、問題のある銀行の秩序立った処理（これには、閉鎖、再編の支援、もしくはより健全な金融機関との合併が含まれ得る）を、いつ、どのような形で実施するかを決定する作業に参画する。
3. 監督当局は、銀行が法律、規則又は監督当局の決定に従っていないと判断した場合、安全でない、又は不健全な業務を行っているとは判断した場合、もしくは、その他の理由により預金者の利益が脅かされていると判断した場合において、一連の適切な監督手段を用い得る⁴²。それらの手段には、銀行に対して迅速な是正措置の採用を求めることや、罰則を課すことが含まれる。実務的には、それらの手段は、状況の深刻度に応じて用いられる。
4. 監督当局は、必須基準3に述べたようなシナリオに対処するために採り得る措置の広範な選択肢を有するとともに、それらの措置の健全性上の目的

⁴² 原則1（4）参照。

を明らかにし、もしくはどのような措置が採られるかを明示する。それらの措置には、銀行が既に行っている業務の制限、新規業務又は買収の認可の停止、株主に対する支払いもしくは自社株の買戻しの制限又は差止め、資産移転の制限、特定個人に対する銀行業務への関与の禁止、経営陣、取締役又はその他の支配力を有する者の交替又は権限の制限、より健全な金融機関による買収又は合併の促進、暫定的な銀行経営、及び銀行免許の剥奪ないし剥奪の提言、が含まれる。

5. 監督当局は、銀行の自己資本比率が最低基準を下回った場合に何らかの措置を採る権限を有し、また、最低基準を下回ることを防ぐために早い段階で介入を試みる。監督当局は、こうしたシナリオに対処するための一連の選択肢を有する。
6. 監督当局は、銀行のみならず、必要に応じ、銀行の経営陣及び（あるいは）取締役会、ないしそれに属する個人にも罰則及び制裁を課す。

補足基準

1. 法律及び（あるいは）規則により、監督当局が適切な是正措置を不当に先送りすることを防ぐための措置が講じられている。
2. 監督当局は、銀行の安全性と健全性を損いかねない事象について、親会社、子会社、銀行の平行所有構造、及びその他の関連会社の行動から銀行を隔離（ring-fencing）することを含め、是正措置を採る権限を有する。
3. 監督当局は、銀行に対して公式な是正措置を採る際、自らの行動について銀行以外の関連金融業者の規制当局が情報を得ていることを確保し、適切な場合には、自らの行動をそれらの当局と調整する。

原則 24： 連結ベースの監督

銀行監督の重要な要素は、銀行グループが世界各地で行っている業務の全ての側面を監督当局が適切に監視しつつ、必要に応じて健全性に関する規範を適用して、銀行グループを連結ベースで監督することである。⁴³

(参考文書：「銀行の国際的活動に対する連結ベースでの監督」(1979 年 3 月)、「銀行の海外拠点監督上の原則」(1983 年 5 月)、「国際的業務を営む銀行グループ及びその外国拠点の監督のための最低基準」(1992 年 7 月)、「クロスボーダー銀行業務の監督」(1996 年 10 月)、「バーゼル II の効果的な実施のための母国・現地当局間での情報共有」(2006 年 6 月)⁴⁴)

必須基準

1. 監督当局は、銀行グループの構造全体を知悉し、国内及びクロスボーダーの双方の業務を含め、それらのグループの全ての重要な構成部分が行う業務を理解している。
2. 監督当局は、国内及びクロスボーダーの双方の活動を含め、銀行グループの活動全体をレビューする権限を有する。監督当局は、自国内で設立された銀行の海外業務を監督する権限を有する。
3. 監督当局は、銀行ないし銀行グループが行う非銀行業務が当該銀行ないし銀行グループに及ぼすリスクを評価するための監督上の枠組みを有する。
4. 監督当局は、銀行グループに対して連結ベースで健全性基準を課す権限を

⁴³ 原則 24 における連結ベースの監督上、銀行グループには、国内及び海外の、銀行とその営業所、子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーが含まれる。親会社や銀行以外のグループ企業（非金融機関を含む）など、前記以外の企業も対象となり得る。このように、何処で記帳されているかを問わず、銀行グループが負っている全てのリスクを考慮に入れるといったグループ・ワイドな監督上の手法は、会計上の連結の範囲を超える。

⁴⁴ バーゼル・コア・プリンシプルの遵守状況を評価する際、本参考文書はバーゼル II を適用している銀行及び国に対してのみ用いられる。

有する。監督当局は、自己資本の適切性、大口エクスポージャー、関連先に対するエクスポージャー、及び与信限度といった分野をカバーするため、連結ベースで健全性基準を設定する権限を用いる。監督当局は、各銀行グループから連結ベースの財務情報を徴求する。

5. 監督当局は、銀行グループ内の様々な企業体の財務状況や、リスク管理及び統制の適切性に関する情報を入手するため、国内外の他の関連ある監督当局との間で取決めを有する。
6. 監督当局は、連結グループの許容業務や活動地域を制限する権限を有する。監督当局は、当該権限を用いて、グループの活動が適切に監督されること、及び、銀行の安全性と健全性が損なわれないことを確保する。
7. 監督当局は、経営陣が、支店、ジョイント・ベンチャー及び子会社を含む海外拠点を適切に監視していることを確認する。また監督当局は、銀行の方針及びプロセスにより、あらゆる海外拠点の現地経営陣が、監督上及び規制上の要請を遵守しつつ、安全かつ健全な業務運営を行うために必要な専門性を有することが確保されていることを確認する。
8. 監督当局は、（親銀行ないし本部、及び、該当する場合は持株会社の）経営陣が行う銀行の海外拠点の監視の中に、(i) 海外拠点の全般的なリスク特性を管理するため、範囲と頻度において十分な情報を入手し、定期的に検証すること、(ii) 内部統制の遵守状況を適切に評価すること、及び、(iii) 海外拠点が現地で効果的に監視されていることを確保すること、が含まれていることを確認する。

連結ベースのリスク管理及び監督に際しては、親銀行が他国の支店や子会

社の重要情報にアクセスすることについて、現地国に何らの障害もあるべきではない。そうした情報の移転は、提供されたデータについて親銀行自身が機密を保持し、親銀行の監督当局以外には開示しないとの前提で行われる。

9. 母国監督当局は、以下の場合に、海外拠点の閉鎖を求めるか、あるいはその活動を制限する権限を有する。

- ・ 海外拠点が抱えるリスクに鑑みて、銀行及び（あるいは）現地監督当局による監視が不十分であると判断した場合、及び（あるいは）
- ・ 連結ベースの監督を行うために必要な情報にアクセスできない場合。

10. 監督当局は、海外業務がより高リスクである場合、及び（あるいは）、母国とは基本的に異なる法域ないし監督制度の下で業務が行われている場合において、（親銀行ないし本部、及び、該当する場合は持株会社の）経営陣が、当該海外拠点を特に注意深く監視していることを確認する。

補足基準

1. 事業会社による銀行保有が認められている国においては、

- ・ 監督当局は、親会社及び親会社の系列会社をレビューする権限を有し、銀行の安全性と健全性を確認するため、実際にその権限を行使する。また、
- ・ 監督当局は、親会社の所有者及び上級管理職の適格性（fit and proper）基準を設定・執行する権限を有する。

2. 母国監督当局は、監督下の銀行が大規模に営業している国で行われている

監督の質を評価する。

3. 監督当局は、海外拠点の業務の規模及びリスク特性に応じた頻度で、当該海外拠点を定期的に訪問するための調整を行う。監督当局は、当該訪問の期間中に現地の監督当局と面談する。監督当局は、銀行の海外拠点に対するオン・サイトの検証の実施や、追加報告を求めることの必要性を評価するための方針を有し、かつ、そのような措置を適時適切に講ずる権限及び資源を有する。

原則 25：母国・現地当局間の関係

クロスボーダーでの連結ベースの監督は、母国監督当局と、現地監督当局を始めとする様々な他の関係する監督当局との間の協力と情報交換⁴⁵を必要とする。銀行監督当局は、外国銀行の現地業務が、国内の金融機関に求められるのと同等の水準で行われることを要求しなければならない。

(参考文書:「銀行の海外拠点監督上の原則」(「コンコルダット」、1983 年 5 月)、
「銀行監督当局間の情報交換」(1990 年 4 月)、「クロスボーダーの銀行監督に関する報告書」(1996 年 6 月)、「シェルバンクとブッキング・オフィス」(2003 年 1 月)、「新 B I S 規制のクロスボーダー実施に関する基本原則」(2003 年 8 月)、「バーゼル II の効果的な実施のための母国・現地当局間での情報共有」(2006 年 6 月) ⁴⁶)

必須基準

1. 母国監督当局と現地監督当局との間で交換される情報は、それぞれの役割と責任に照らして適切なものであるべきである。

⁴⁵ 情報交換については、本原則で提示されている基準の基盤となる原則 1 (6) において、より詳しく取り上げられている。

⁴⁶ バーゼル・コア・プリンシプルの遵守状況を評価する際、本参考文書はバーゼル II を適用している銀行及び国に対してのみ用いられる。

2. 銀行の重要なクロスボーダー業務について、監督当局は、母国及び現地国におけるそれら業務の財務状況及び業績に関する適切な情報共有を図るため、関係する全ての他の監督当局を把握し、機密保持を確保した上で、当該情報交換のための非公式ないし公式の取決め（例えば覚書）を結ぶ。公式の協力取決めについて合意がなされる場合には、そうした取決めの存在が、その影響を受ける銀行及び銀行グループに伝達されるべきである。

3. 母国監督当局は、現地監督当局に対し、以下に関する情報を適時に提供する。

- ・ 当該銀行グループの業務に適用される全般的な監督の枠組み
- ・ 現地国内で行われる活動を現地監督当局が適切な視点から捉えることを可能にする、当該銀行ないし銀行グループに関する情報
- ・ 現地国における具体的な業務
- ・ 可能かつ適切であれば、本部ないし銀行グループの他所に生じつつあり、現地国の子会社や支店の安全性と健全性に重大な影響を及ぼす可能性が高い重大な問題。

銀行ないし銀行グループに関する最低限の情報は殆どの場合において必要とされるが、そうした情報提供の全般的な頻度と範囲は、現地国の金融セクターに対する当該銀行又は銀行グループの活動の重要性に応じて異なるであろう。このため、現地監督当局は、現地拠点が現地国の金融セクターにとって重要である場合は、母国監督当局にその旨を伝える。

4. 現地監督当局は、母国監督当局に対し、以下に関する情報を適時に提供する。

- ・ 自己資本比率や業務規制等、銀行の現地国での業務に適用される監督上の要請事項に対する重大な、もしくは継続的な違反
- ・ 母国当局の規制を受ける銀行又は銀行グループの現地国での業務に関する好ましくない、もしくは潜在的に好ましくない動向
- ・ 現地拠点におけるリスク管理や統制など、銀行業務の定性的な側面に関する好ましくない評価
- ・ 母国当局の規制を受ける銀行が行っている業務に関し、現地監督当局が採るあらゆる重大な是正措置

適用される全般的な監督の枠組みを含め、銀行ないし銀行グループに関する最低限の情報は殆どの場合において必要とされるが、そうした情報提供の全般的な頻度と範囲は、母国の金融セクターに対する当該銀行又は銀行グループのクロスボーダー業務の重要性に応じて異なるであろう。このため、母国監督当局は、当該銀行又は銀行グループ及び母国の金融セクターにとって、当該クロスボーダー業務が重要である場合は、現地監督当局にその旨を伝える。

5. 外国銀行の現地拠点は、現地国の法律又は規則により、現地国の銀行と同様の健全性基準、検証及び監督上の報告義務に服することを求められる。
6. 現地監督当局は、免許を付与する前に、母国監督当局が異議を唱えていないこと（あるいは「異議なし」という見解が伝えられていること）を確認する。現地監督当局は、自国内の外国銀行拠点に対する免許付与のプロセス及び継続的な監督の双方の目的のため、母国監督当局が世界的な連結ベースの監督を行っているか否かを評価する。

7. 母国監督当局は、銀行グループの安全性と健全性、及び顧客確認（KYC）に関する要請の遵守状況の評価を促進するため、現地国における銀行グループの営業所及び子会社を直接訪問するためのアクセスが与えられている。母国監督当局は、銀行グループの現地営業所及び子会社を訪問する計画について、現地監督当局に連絡すべきである。
8. 現地監督当局は、国際的に合意された基準に沿った手法により、シェルバンク⁴⁷（未だ存在する場合）及びブッキング・オフィスを監督する。
9. 監督当局は、他の監督当局から得た情報に基づき何らかの対応を採る場合、可能な範囲で、そのような対応を採る前に当該監督当局と協議を行う。

補足基準

1. 母国監督当局は、必要に応じ、関連する現地監督当局と合意の上、意思疎通のための戦略を策定する。当該戦略の範囲及び性質は、監督対象である銀行又は銀行グループのクロスボーダー業務の規模と複雑性を反映すべきである。

⁴⁷ 参考文書：シェルバンクに関するバーゼル銀行監督委員会作成文書（2003年）。原則3の必須基準5に対する脚注も参照のこと。

国際通貨基金及び世界銀行が作成する評価報告書の構成と手法

本付属文書は、IMFと世界銀行が推奨する評価報告書の構成及び手法に関するガイダンスとフォーマットであり、金融セクター評価プログラム（FSAP）ないしオフショア金融センター・プログラム（OFC）に際して評価者の利用に供することを目的としている。比較可能性と整合性を保つため、各国が単独評価もしくは自己評価（セルフ・アセスメント）を行う際にも本フォーマットを使用することが推奨される。バーゼル・コア・プリンシプルに関する評価報告書は、次の8つのセクションに分かれる。

- （1）背景となる情報を提供する概説的なセクション
- （2）用いられた手法についての説明
- （3）制度的及びマクロ経済的環境と市場インフラの概要
- （4）実効的な銀行監督のための前提条件の分析
- （5）個別原則毎の詳細な評価
- （6）評価結果を取り纏めた遵守表
- （7）今後の行動計画に関する提案
- （8）当局の返答

以下では、8つのセクションのそれぞれについて簡単に説明する。

1. 評価作業の背景となる情報を提供する概説的なセクション(評価の対象となる監督機関及び評価が行われた環境について記述)

本セクションでは、監督当局の同意の下に評価手法が選択されたことを説明し、特に、当局が必須基準のみに基づいて評価されることを希望したか、あるいは補足基準を用いることにも同意したかを明らかにする。評価者の氏名と資格については本部分で述べる。

2. 評価に用いられた情報及び手法を説明するセクション

本セクションでは、F S A Pに先立って自主的に、もしくはF S A Pチームの要請に基づいて監督当局が行った自己評価や、F S A Pの準備として監督当局が回答した質問集（クエスチョネア）について言及する。更に、関連する法律、規則、通達及びその他の文書（報告書、研究論文、対外声明、ウェブサイト、非公表のガイドライン、指令、評価等）にも言及する。本セクションでは、評価の対象となった監督当局を特定し、一般論的な書き方で、インタビューを行った上級管理職⁴⁸についても言及するほか、他の国内監督当局、民間部門の広報担当者、関連政府機関又は業界団体等（銀行協会、監査人、会計士等）との面談についても述べる。本セクションでは、評価を妨げた要因や評価の助けとなった要因について言及する。特に、情報が不足した点について述べ、それが評価にどの程度影響を与えたかを説明する。⁴⁹

⁴⁸ 個人を保護し、率直な発言を促すため、通常は氏名を明らかにしない。

⁴⁹ 情報不足が特定の原則に係る評価の質及び深度に悪影響を与えている場合、特に、遵守状況を評価する上で深度ある情報へのアクセスが不可欠な場合には、評価者は、評価書式のコメント欄でそのことに言及し、遭遇した障害を記録する。こうした障害については評価ミッションのリーダーに通知し、必要であれば、本部のスタッフに連絡して指示を仰ぐべきである。

3. 制度的及びマクロ経済的環境と市場構造の概要

本セクションでは、金融セクターに関連のあるマクロ経済上の一般的な背景について説明し、銀行セクターを中心とする金融市場の構造について記述する（銀行の数、GDP対比で見た総資産、銀行セクターの安定性・自己資本の適切性・収益性・リスク特性に関する基本的な評価、所有構造に関する情報＜外国資本と国内資本、国有と民間＞等）。更に、本セクションでは監督を巡る諸条件の概要について説明する（例えば、当該国における規制当局の使命・役割・機能、自主規制機関の役割、監督及び規制の態様、法的・制度的な枠組み、透明性、情報開示、説明責任に関する実務など）。また、監督機能の資源上の対応力、能力、内部統制、業務遂行の誠実性、及び機能上の独立性についても概説する。

4. 実効的な銀行監督の前提条件についてのレビュー

本セクションでは、実効的な銀行監督の前提条件がどの程度整っているかを概説する。バーゼル・コア・プリンシプルにおいては、以下を実効的な銀行監督の前提条件としている。

- ・ マクロ経済政策の健全性と持続可能性（特に、銀行業界の構造と実績に影響を及ぼし得る側面）
- ・ 十分に発達した公的インフラストラクチャー
- ・ 実効的な市場規律
- ・ 適切なレベルのシステミックな保護（もしくは公的セーフティ・ネット）を提供するメカニズム

評価者は、規制の前提条件の充足度に十分な注意を払うべきである。本セッションでは、前提条件について、簡潔かつ要領を得た事実関係のレビューが求められる。不十分な前提条件の実施により、銀行監督の質と有効性が著しく損われてしまうことは、経験により明らかである。重要なことは、評価報告書の読者が、前提条件の充足状況に照らして個々の原則の評価格付を解釈することができるということである。前提条件のレビューは、上記の項目に忠実に従って行い、コア・プリンシプルの評価報告書の読者に明確な視点を与えるため、所要の事実関係情報を提供すべきである。個々の原則の遵守状況进行评估の際は、充足度の低い前提条件によって根本的な影響を受けると考えられる原則を選別すべきである。しかし、基準の評価者は前提条件自体の評価を行うべきではない。それは、個々の基準に関する評価について、IMF及び世界銀行の理事会が設定した範囲を逸脱しているからである。

特に、健全かつ持続可能なマクロ経済政策の存在に関する前提条件は叙述的にレビューし、この分野における政策の適切性について意見を表明することは控えるべきである。政策の適否については、4条協議をはじめとするIMF・世界銀行プログラムの報告書など、既存のIMF・世銀文書における分析や提言に言及するにとどめる。

その他の前提条件についても、分析担当者は可能な限りIMFおよび世銀の公式文書に依存し、評価報告書における記述や提言（提言を行う場合）は、同じ事柄についてIMF・世銀が他のケースで採った見方と整合的であるよう努める。

評価者は、関連性があると判断される場合には、これらの要素と銀行システムの安定性との関係を、自身の分析の中に織り込むよう試みるべきである。

公的インフラストラクチャーに関する事実関係のレビューは、銀行システムに関連のある要素に焦点を絞り、適切な場合には、ミッションに参加している他の専門家やIMF・世銀の国別チームの専門家との協力の下で行われるべきである。前提条件のレビューにおけるこうした部分では、良好な与信カルチャーの存在や、整合的に施行され、紛争を公正に処理するためのメカニズムを提供している会社法・破産法・消費者保護法・私有財産法などのビジネス法体系、また、訓練の行き届いた信頼性のある会計・監査・法律の専門家の存在、実効的で信頼性のある司法制度、金融セクターに対する適切な規制、及び実効的な支払・決済システムの存在、といった事柄がカバーされ得る。

市場規律の実効性に関するレビューにおいては、例えば、コーポレート・ガバナンス、透明性及び監査を経た財務情報の開示に関するルール、管理職や取締役の雇用と解雇に関する適切なインセンティブ構造、株主の権利の保護、市場及び消費者情報の適切な入手可能性（例えば、格付機関から提供される情報）、政府が銀行に対して行使する影響に関する情報開示、市場規律を発揮する手段（例えば、預金をはじめ、債権者が銀行に保有する資産の移動可能性）、金利その他の価格の適切な周期による公示、合併・買収及び株式取得の実効的な枠組み、外国からの市場参入や外国から資金提供を受けて行われる買収の可能性、などがカバーされ得る。

セーフティ・ネット、又はシステミックな保護の適切性に関する概説には、

例えば、監督当局、預金保険、中央銀行等、関連する様々な主体の機能に関する分析が含まれ得る。続いて、破綻機関の処理等、危機的状況に対処するための明確に定義されたプロセスの存在が、当該プロセスに関与する様々な主体の役割の調整に関する分析と併せて評価される。加えて、公的資金（中央銀行の資金を含む）の利用に関し、モラルハザードを最小限に止めるために十分な措置が採られているか否かがレビューされる。また、銀行の一時的な短期流動性への需要を満たすメカニズムについても述べられる必要があるだろう。かかる流動性は、一義的にはインターバンク市場を通じて供給されるが、その他の供給源もあり得る。

5. 個別の原則に関連した銀行監督制度の「説明」、評価格付又は「評価」、及び「コメント」の各セクションから成る、個別原則毎の詳細な評価

原則1は6つのサブ原則に分かれている。評価書式および評価結果の概括表においては、各サブ原則を独立の原則として扱う（下表参照）。また、評価者は原則1の総合評価も行うべきである。監督当局が自己評価、ないしは専門家の助けを得て自己評価を行う場合は、それらの自己評価も、IMF・世銀のウェブサイトから入手可能な書式に従って行われ、FSAP、OFCないしコア・プリンシプルの単独評価に先立って評価者に送付されれば、これら国際金融機関（IFI）の評価作業にとって大いに有用である。格付はFSAPの評価者によって行われるため、監督当局が実施する自己評価の中では格付を行わないことが望ましい。以下の評価書式は、自己評価、ないしは専門家の助けを得て自己評価を行う国の利用にも供される。詳細な評価の書式は、以下のよう

原則 X （当該原則の原文を逐語で記入）	
説 明	
評 価	
コメント	
原則 Y	
説 明	
評 価	
コメント	

「説明」欄には、評価対象国ないし対象国グループにおいて観察された実状に関する情報を記入する。その際、関連する法律ないし規則についても、例えば、URL、官報及びそれらと同様の情報源に言及する等、容易に参照可能な形で引用すべきである。可能かつ妥当な限り、説明は以下のように構成されるべきである。

- （１）銀行法及び関連規則
- （２）健全性規則（健全性関連の報告や情報開示を含む）
- （３）監督手段
- （４）監督当局の資源上の対応力
- （５）実行及び（ないし）執行もしくはその欠如を示す根拠

末尾に挙げた要因は、とみに重要性を増している。何故なら、ルールや規則が効果的に実施されない限り、いかに適切に設計された監督制度といえども効力を発揮しないことが明らかになっているからである。評価者は、実施の実例をレビューし、監督当局に提示させ、報告書に記載すべきである。記載されるのは、例えば、監督当局が過去数年間に是正措置を何回発動したか、銀行はどの程度の頻度で実地検証を受けたか、何件の免許申請が受理され、そのうち何

件が承認又は却下されたか、資産の質に関する報告書が検証者によって作成されているか、その結論は銀行の経営陣及び銀行監督当局の幹部職員にどのように伝達されているか、といった事柄である。

また、特定の基準の遵守状況を適切に評価することができなかった場合は、その事実と理由を述べるべきである。これは、例えば、何らかの情報が提供されなかった場合や、枢要な人物と面談し、重要事項について協議することができなかった場合などである。そうした情報提供や会見を求めた場合は、「説明」欄にその旨を記し、評価者が当該原則を適切に評価する努力を行ったことを示すべきである。情報の欠如が特定の基準に関係している場合は、そのことも記すことができる。

「評価」欄は一行のみから成り、「コア・プリンシプル・メソドロジー」に記載の通り、評価対象の監督制度が、当該原則を「遵守」しているか、「ほぼ遵守」しているか、「かなりの程度不遵守」であるか、あるいは「不遵守」であるかが記される。

「コメント」欄は、特定の格付が付与された理由を説明するために用いられる。特に、「遵守」以外の格付が付与された場合は、本欄において説明を要する。格付理由の説明は、次のように構成される。

- (1) 法律及び規則の整備や実施に関連した理由
- (2) 監督手段の整備状況（報告様式、早期警戒制度、検査マニュアル等）
- (3) 実務的な運用面の質
- (4) 監督当局の資源上の対応力

（５）執行状況

「遵守」以外の格付が付与された場合、本欄では、完全遵守を達成するためにどのような措置が必要であるか、また、法律、規則及び方針が整備されており、当該監督制度が「遵守」の格付に値するように見受けられるにも拘らず、何故それ以外の格付が付与されたのか（おそらく手続き又は運用面の問題）、が説明される。複数の原則の間に関連性がある場合（例えば、信用リスクのレビューに係る原則８と自己資本の適切性に係る原則６）や、前提条件と原則の間に関連性がある場合は、「コメント」欄において、評価報告書の読者に対し、「自己資本の適切性に関する規則や実務については（原則６が）遵守されていると思われるが、「遵守」の格付を付与することはできない」等と説明する。この場合において、「遵守」の格付を付与できないのは、原則８の実施に著しい問題があるため、自己資本が過大評価され、自己資本比率の信頼性が低い可能性があるためである。

同様に、「遵守」の格付が付与されたものの、当該国がメソドロジーの基準とは異なるメカニズムを通じてその根拠を示した場合には、「コメント」欄においてその旨を説明すべきである。

各原則の遵守に関する格付は、対象国の発展度合いに拘らず付与されるべきである。ある国の金融セクターの発展度合いが低いために一部の原則について「遵守」以外の格付が付与された場合は、「コメント」欄においてその旨を説明し、より高い遵守水準を達成するために、どのような対応をいつまでに採ればよいか、といったことを付記することができる。そうした提言は、行動計画（後

述)の中に含めることもできる。一方、評価者は、規制当局や監督当局が将来において規制又は監督実務を採用することに前向きな意図を示したとしても、それを評価上の肯定要因とすべきではない。ただし、当局のそうした姿勢は、「コメント」欄において好意的に記述することができる。こうした記述は、「遵守」につながる改善措置が進行中であるものの、未だ発効していないか、もしくは実施に移されていない、といった場合に可能である。

6. 個別原則毎の評価を取り纏めた遵守表

遵守表の書式は、以下のとおりである。

バーゼル・コア・プリンシプルの遵守：概括表	
格 付	原 則
遵守	原則 A、B、C
ほぼ遵守	原則 D、E、F
かなりの程度不遵守	原則 G、H、I
不遵守	原則 J、K、L
該当せず	原則 M、N、O

7. 個別原則毎に、規制・監督上の枠組み・実務を改善するための行動や措置を提言する、「行動計画の提言」

前提条件は基準の一部ではないため、F S A Pにおける基準遵守の詳細な評価においては、前提条件に係る提言が含まれるべきではない。しかしながら、前提条件の不備によって基準の効果的な実施が阻害されていると思われる場合、評価者は、その点について指摘しておくことが有益である。また、F S A Pの作業の範囲内で、関連事項がF S A Pの全般的な提言として取り上げられ

る場合がある。

本セクションでは、遵守状況を改善するために採ることが望ましい一連の措置に関する提言を列挙する。提言は、評価において問題を指摘したケースの一つ一つについて、優先順位を明らかにしつつ行うべきである。提言する行動は具体的な性質のものであるべきである。また、提言する行動が、どのような形で遵守水準の向上と監督の枠組みの強化につながるかについての説明が加えられる場合もある。重複や混乱を避けるため、提言する各々の行動について責任を有する機関についても明確にされるべきである。本セクションでは、具体的な提言が行われている原則のみを記載する。提言は、補足基準の遵守が不十分であるケースについても行うことができる。

「行動計画の提言」の書式は、以下のとおりである。

バーゼル・コア・プリンシプルの遵守状況を改善するための行動計画の提言	
該当する原則	行動計画の提言
原則 X	問題点の記述 規制や監督実務の導入に関する提言
原則 Y	問題点の記述 規制や監督実務の導入に関する提言

8. 「基準及び規範の遵守に関する報告書」(Reports on the Observance of Standards and Codes<ROSCs>)における評価結果の提示

「詳細な評価」(Detailed Assessment)の報告書には、パラグラフ 5～7 に述べたとおり、原則毎の評価格付が示される。これに対し、ROSC においては、

個別原則の一覧表を設け、評価者は本表の中で、各原則の遵守状況を評価した際に気付いた主な点を明快な叙述的形式で要約すべきである。本要約では、明示的な格付（例えば、「遵守」、「ほぼ遵守」、「かなりの程度不遵守」、「不遵守」、「該当せず」）に代えて、遵守の度合いが明快な感触として伝えられ、各原則に関する主な長所、及び、特に短所について簡単な説明が行われるべきである。ROSC の本文では、この要約を補強するかたちで、(i) 実務、及び必要に応じた改善点と欠点、(ii) 遵守を強化するために行われつつある努力、(iii) 遵守ないし不遵守の度合いや重要性に影響を及ぼし得るリスク・ファクター、について、より詳しく述べられているべきである。最も重要な提言は優先付けのうえ別表に列挙されるべきである。これらの提言も、遵守状況の評価と整合的であるべきである。

9. 評価に対する当局の返答⁵⁰

評価者は、評価を受けている監督当局に対し、評価結果を記した文書案の全文を提示のうえ、評価結果に返答する機会を与えるべきである。評価結果に関する意見の相違は明確にされ、報告書に記載されるべきである。評価に際しては十分な対話が行われるべきであり、評価チームは、評価プロセスにおいて監督当局との間で多くの協議を積み重ねておくべきである。そうすることにより、監督当局のコメント、懸念及び事実関係の訂正が、評価結果に反映されることになる。また、当局は、評価結果について、書面による簡明な返答の作成を求められるべきである（「返答の権利」）。しかしながら、評価結果は交渉の対象

⁵⁰ 妥当な期間内にそのような返答が得られない場合、評価者はそのことを明記するとともに、評価ミッション終了時に当局と評価者が行った協議（総括討議）の場で当局が示した反応について、簡潔に記述する。

とされるべきではなく、評価者及び当局は、当局の見解が公正かつ正確に描写されることを前提として、「合意に至らないことで合意する」ことについての心構えを有しておくべきである。